

平成18年第3回防府市議会定例会会議録(その5)

平成18年9月14日(木曜日)

議事日程

平成18年9月14日(木曜日)

午前10時 開議

- 1 開 議
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 一般質問

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

出席議員(30名)

1 番	行 重 延 昭 君	2 番	原 田 洋 介 君
3 番	河 杉 憲 二 君	4 番	高 砂 朋 子 君
5 番	斉 藤 旭 君	6 番	横 田 和 雄 君
7 番	弘 中 正 俊 君	8 番	藤 本 和 久 君
9 番	山 本 久 江 君	10 番	重 川 恭 年 君
11 番	三 原 昭 治 君	12 番	木 村 一 彦 君
13 番	安 藤 二 郎 君	14 番	平 田 豊 民 君
15 番	田 中 敏 靖 君	16 番	藤 野 文 彦 君
17 番	山 根 祐 二 君	18 番	今 津 誠 一 君
19 番	伊 藤 央 君	20 番	松 村 学 君
21 番	佐 鹿 博 敏 君	22 番	大 村 崇 治 君
23 番	河 村 龍 夫 君	24 番	山 下 和 明 君
25 番	馬 野 昭 彦 君	26 番	深 田 慎 治 君
27 番	山 田 如 仙 君	28 番	中 司 実 君
29 番	田 中 健 次 君	30 番	久 保 玄 爾 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市長	松浦正人君	助役	嘉村悦男君
副収入役	内藤和行君	財務部長	中村隆君
総務部長	浅田道生君	総務課長	岡本幸生君
生活環境部長	黒宰満君	産業振興部長	桑原正文君
土木都市建設部長	金子正幸君	土木都市建設部理事	藤本澄夫君
健康福祉部長	山下陽平君	教育長	岡田利雄君
教育次長	和田康夫君	水道事業管理者	吉田敏明君
水道局次長	井上孝一君	消防長	松永政己君
監査委員	大木孝好君		

事務局職員出席者

議会事務局長 檜垣健次君 議会事務局次長 徳富健司君

午前10時 開議

議長（久保 玄爾君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（久保 玄爾君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。8番、藤本議員、9番、山本議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

議長（久保 玄爾君） 議事日程につきましては、昨日に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いたします。

これより質問に入ります。最初は29番、田中健次議員。

〔29番 田中 健次君 登壇〕

29番（田中 健次君） それでは、通告に従って質問をいたします。

最初の質問は、観光行政についてであります。

防府市は、県内でも随一の恵まれた歴史文化遺産を数多く有する土地柄でありながら、この資源の活用が十分でないとの意見は、これまでもさまざまな人から言われてきました。昨年12月に、観光振興対策調査特別委員会が設置され、観光課だけにとどまらない総合

的な観光振興の協議が始まりました。実りある協議が進むことを期待しています。

しかしながら、特別委員会を傍聴して気になることがあります。それは、それぞれの課がそれなりに努力している姿は見えますが、全体的にこれから将来を見据えてどうしていくのか、その目標に向けて関係の各課はどうしていけばいいのかという姿がよく見えません。

8月に、私が行政視察で伺った長野県松本市では、観光基本計画を作成中でしたが、できたばかりの市総合計画では、11あるリーディングプロジェクトの一つとして、「観光に磨きをかけるまちプロジェクト」を掲げ、作成中の観光基本計画の6つの柱がそのリーディングプロジェクトの中に入れておりました。法律上では、観光基本計画を位置づけていませんが、長期的な視野に立って観光行政を進めるため、観光基本計画を作成している自治体は幾つもあります。北海道小樽市、函館市、青森県十和田市、茨城県水戸市、愛知県知多市、福岡県大牟田市、そして旧山口市の観光基本計画などがインターネット上で見ることができます。

そこで、具体的な質問に入りますが、長期的視野に立った観光行政を進めるため、防府市でも観光基本計画を作成すべきではないかと思いますが、市の御見解をお伺いいたします。

2番目の質問は、景観行政についてであります。

8月には、松本市のほかに、同じ長野県小布施町の景観づくりを視察してまいりました。小布施町は、面積19平方キロメートル、人口1万2,000人弱ですが、葛飾北斎の肉筆画を展示する北斎館や小布施栗の和菓子などで知られ、年間120万人余の観光客が訪れる町です。小布施のまちづくり、景観づくりを概略的に述べます。

まず最初に、昭和51年の北斎館の開館があります。葛飾北斎は晩年4回にわたり小布施を訪れ、多くの肉筆画を残しており、それらの保存、展示のために建設されました。昭和59年から61年の街並み修景事業による栗菓子の老舗や大壁づくりの民家など、歴史的景観をとどめている町の中心部での面的整備を実施しました。昭和61年の町総合計画後期基本計画で、「うるおいのある美しい町」の1章を設け、これからのまちづくりの指針として「環境デザイン協力基準」(骨子)を設けました。

昭和62年には、「ホープ計画(地域住宅計画)」を策定し、その中で、環境デザイン協力基準をより具体化するとともに、ゾーン整備を進め、町部、農村部等地区ごとの特性を生かしたまちづくりを全町に広める取り組みをしました。平成元年には、「住まいづくり相談所」を開設し、環境デザイン基準に沿った住まいづくり等について助言を行う体制をつくりました。平成2年には、「うるおいのある美しいまちづくり条例」を制定し、う

るおいのあるまちづくりの実現に寄与している者への助成、表彰制度を盛り込み、翌年度から助成を実施しました。平成4年には、景観づくりの指針として、「住まいづくりマニュアル」、「広告物設置マニュアル」を発行し、住民の理解と協力を得るためのテキストとしました。また、「生け垣づくり助成金交付要綱」の制定、「小布施景観賞」として、建築、広告、生け垣・緑化の3部門の表彰を始めました。

平成7年、「沿道景観保全に関する指導要綱」を制定し、平成4年発行の広告物設置マニュアルとあわせて沿道景観の保全を図りました。平成8年には、景観づくりの指針、あかりづくりマニュアルを発行し、明と暗を生かした新たなまちづくりのための明かり景観の指針を示しました。平成12年には、「オープンガーデン」を開設し、花で飾られた民家等の庭を一般公開し、訪れた人との交流の場、憩いの場として花のまちづくりを進めました。

平成17年には、東京理科大学小布施町まちづくり研究所を開所、まちづくりの第2ステージに向け、景観の研究に実績を持つ東京理科大学と将来を見据えたまちづくりの施策を研究するため、町役場内に研究所を設置しました。平成18年には、景観法に基づく景観行政団体となり、これまでのまちづくり条例を全面改正し施行、さらに景観計画の策定、これまでの沿道景観保全に関する指導要綱を廃止し、屋外広告物条例の制定が予定されています。

以上、その取り組みの一部を御紹介しましたが、景観づくり、まちづくりのさまざまな取り組みの積み上げに驚くばかりです。詳しくは紹介できませんが、住民の積極的な取り組みがその背後にあったことも指摘しなければなりません。

ところで、防府市は、2001年、平成13年2月に防府市都市景観形成基本計画を作成、2002年、平成14年3月に防府市都市景観条例を制定しましたが、その後の具体的な施策が見えないように思われます。その後、2004年、平成16年6月に景観法が成立しました。景観法は、景観に関する基本理念、住民、事業者、地方公共団体、国の責務を明確にし、景観形成のための行為規制の仕組みや支援の仕組みも備えています。

この法律では、新たに景観行政団体を定めています。政令指定都市と中核市は自動的に景観行政団体となり、その他の市町村は、都道府県との協議・同意により、景観行政団体となることができます。市町村が景観行政団体とならない地域は、都道府県が景観行政団体となります。

景観行政団体の役割として、景観計画の規制・変更と景観計画に基づく行為の規制があります。また、地域の景観の核となるような建造物や工作物、樹木を景観重要建造物、景観重要樹木として指定したり、ソフトな仕組みとして景観協議会を設立したり、景観形成

に取り組むNPO法人や公益法人を景観整備機構として指定することもできます。

山口県の市、町では、萩市が昨年3月に最初の景観行政団体になっています。防府市域については、現在は山口県が景観行政団体となっていますが、防府市も景観行政団体となって積極的に景観行政を進めていくべきではないかと思います。

そこで、以下3点について質問をいたします。

第1に、景観法施行後の市の基本的考え方についてです。景観法が施行され、防府市として景観についてどう取り組んでいくのか、市の基本的な考えをお伺いいたします。

第2に、景観行政団体についてです。景観法という新たな法体系の中で、景観行政を積極的に進めていくためには、防府市自身が景観行政団体になることが必要と思いますが、いかがでしょうか。景観行政団体についての市の御見解をお伺いいたします。

第3に、市民への広報、啓発についてであります。いずれの形であれ、景観についての市民への広報、啓発は重要と思いますが、市民への広報、啓発をどう進めていくのか、お考えをお伺いいたします。

3番目の質問は、青少年科学館についてであります。

防府市青少年科学館ソラールは、1998年、平成10年4月に開館、8年を経過して今年度中には入館者が40万人を超えると思われます。毎年夏休みに開催されるおもしろサイエンスをはじめ、週末に開催される科学教室、年5、6回は開催される企画展など、努力されている姿に好感が持てるものです。近隣の自治体からの参加も多く、防府市がうらやましいとの声も寄せられているようですし、ウィークデーには駐車場に岩国市営バスやサンデン交通バスが時折見られ、県内の東部や西部からの団体利用があるのもうれしい限りです。関係者の御努力に敬意を表するものです。

しかし、開館8年を経過して、新たな課題もできているように思われます。今後、10年、20年先を見据えた科学館の運営を進めていくことが必要であります。また、周南市では合併一番乗りの褒美として、県の交流拠点施設を産業交流科学館と想定しているとの新聞記事も見られ、他都市に負けない科学館にしていくこともこれからの課題です。

そこで、具体的な質問に入りますが、第1は、科学館のリニューアルについてであります。現在の展示は、開館前の基本構想に基づいたものですが、8年経過して構想の不備な点なども当然明らかになってくるでしょうし、また時間の経過、科学の発展によって古くさくなるところもあろうと思います。最近の惑星の新定義により、冥王星が惑星から外れたような事例もあります。また、同じ人に何度も足を運んでもらうためには、常設展示の定期的な更新が必要です。いつ来ても同じ展示では、飽きられても仕方がないということになります。

参考になる事例として、例えば神奈川県平塚市博物館では、1976年、昭和51年に開館し、5年ごとの部分的な展示がえを行い、これまで5次にわたる常設展示がえを行っています。第1次は昭和56年度に約1,300万円、第2次は昭和60年、61年度に7,000万円、第3次は平成3年度に約1億7,500万円、第4次は平成9年、10年度に約9,500万円、第5次は平成16年度に約1億1,000万円というようなくあいです。この展示がえの中で、新しい調査結果を反映したものにしたり、情報コーナーなど新たなシステムをつくるなどの取り組みがされています。平塚市博物館の浜口館長は、常設展示室の展示がえは来館者にとって新鮮な展示環境を提供するだけでなく、いろいろな意味で館活動を活性化するきっかけになるという効果もあると本に書かれています。ソラールも10周年を目標として、リニューアルに取り組むよう検討を進めるべき時期に来ていると思いますが、御見解をお伺いいたします。

第2は、博物館的機能の充実についてであります。ソラールのこれまでの活動状況を見ると、夏休みのおもしろサイエンスに代表される科学教育センター的な活動、社会見学など学校との結びつき、折々の企画展などは随分成果を上げているように思います。しかし、博物館的な収集、保管、展示、調査・研究という活動が弱いように感じてなりません。

科学館の解説書、企画展等の図録、資料の目録などの刊行物は、これまで発行されてきませんでした。防府地域や佐波川水系の生物や地学のデータを記録し、恵まれた自然をどう守り生かしていくのが考える上での基礎にもなります。天文でも、ソラールの特徴である太陽観測のほか、日食、月食など地域的な天文現象や、星空の明るさ調査など、科学館としてやるべきことは多くあります。しかし、これまでの活動を見ると、科学教育センター的な業務に忙殺されて、科学館イコール自然科学系博物館としてやらなければならないことが幾分おろそかになっているように思えます。これでは、せっかく登録博物館となった意味がなくなります。博物館的機能を充実するためには、学芸員の増員及びそれに関連した諸経費を増やすことが必要と思います。この点について、どうお考えなのか御見解をお伺いいたします。

第3は、市民との協働についてであります。第2の博物館的機能を充実させようとするれば、今後大事になってくるのは市民との協働ということだと思います。私がことし1月に行政視察で伺った川崎市青少年科学館では、川崎自然調査団として多くの市民が組織され、学芸員の指導により里山のさまざまな自然調査を数次にわたって実施していました。主婦や退職した人の学習の機会として運営されていましたが、学校を退職してからこの調査にかかわり博士号を取った方など、その自主的な活動には驚きました。この自然調査団は、最近ではNPOとなって、子どもの自然調査を科学館が委託するまでになっていました。

このほかにもさまざまなサークルが、科学館を拠点に活動を展開されていました。防府市の科学館も、これからは市民の科学サークルを育成し、また既にある科学サークルへの援助を進める必要があると思います。こういった市民との協働についてどうお考えなのか、御見解をお伺いいたします。

第4は、文化福社会館の天体望遠鏡の移設についてです。この問題については、昨年9月議会でも取り上げさせていただきましたが、進展はしておりませんので、再度取り上げさせていただきます。

文化福社会館の屋上の天体観測ドーム内に、口径32センチの大型反射望遠鏡が設置され、2000年、平成12年12月まで、季節ごとに3日程度の市民天体観測会を開催していましたが、現在は観測用ドームと昇降階段の傷みから市民への公開ができない状況です。この望遠鏡は、山口県下でも3番目の口径を有するもので、現在同じような仕様で注文すれば1,000万円はかかるだろうと言われておりますし、県立博物館の望遠鏡よりもシャープな像が見えるとも言われています。このままの状態では放置すれば取り返しのつかないものとなり、早期の修理が必要となります。この際、青少年科学館ソラールの敷地内へ移設して活用することが、当面は費用がかかっても、長期的な視野に立てばよいのではないかと思います。ソラールにとっても、現在の太陽望遠鏡では夜間の星空観測に限られた範囲しか見ることはできませんが、今後は可能となり、機能の充実となります。ソラールのリニューアルの一つとして、ぜひ取り組むべきと思いますが、御見解をお伺いいたします。

4番目の質問は、学校におけるフッ化物を使った虫歯予防についてです。

第1は、フッ化物イオン導入についてであります。フッ化物を使った虫歯予防については、16年前の1990年、平成2年の6月議会で、私自身、一度取り上げさせていただきましたが、この間に、公衆衛生の考えに大きな変化があること、また教育委員会では、これまでのフッ化物イオン導入からフッ化物洗口へと切りかえることを検討されているようであり、質問をさせていただきます。

前回の質問を幾分なぞる形で質問させていただきますが、虫歯予防のためということで、毎年6月に市内の小学生の希望者に対して、フッ化物イオン導入が実施されてきています。これは、フッ素化合物溶液をしみ込ませたトレーを口の中に入れ、電流を流すことにより、フッ素イオンを歯に作用させるものです。

虫歯予防のフッ素応用として、水道水にフッ素を入れるということが、1952年から63年の11年間、京都山科地区で、三重県朝日町で1963年から67年の3年9カ月実施されました。日本口腔衛生学会が調査した山科地区の報告では、害があることが述べ

られています。朝日町については、兵庫県宝塚市で水道水に入っている天然のフッ素による斑状歯という被害が明らかになり、フッ素を入れることは中止され、斑状歯の被害については調査しないという政治的報告書となっています。その後、フッ素を水道水に入れることはなくなりましたが、フッ素化合物で口をゆすぐ洗口法や、歯に塗る方法などの局所応用法が用いられてきました。しかし、局所的とはいえ、口の中の残留フッ素が口の粘膜、胃や腸からの吸収があり、体の中に入ることに違いはありません。

フッ素の有害性として、歯が白濁、褐色化し欠けてくる斑状歯、ダウン症の増加、甲状腺の機能低下などがあり、フッ素を使用することに学者、研究者の反対も多くあります。このような安全性の疑わしいフッ素の使用について、中止することを求めました。

これに対して、当時の教育長は、世界保健機構WHO、厚生省、日本口腔衛生学会等が、虫歯予防にフッ素を認め奨励している。過去の斑状歯の事例は承知しているが、実施しているフッ化物イオン導入による方法は害があるとは考えていないと答弁されました。

私は、現在も、フッ素は有害であるという見解は持っていますが、今回の一般質問ではそのことを主に議論するのではなく、学校の現場でフッ化物を使った虫歯予防をするのがよいのかということについて、市や教育委員会の考え方を伺いたいと思います。

16年前に、文部省の見解について、教育長はこう答弁されました。「文部省の見解につきましては、個人的にフッ素を塗布することについてはよいであろう、これが文部省の見解であります。そういったしまして、フッ素塗布の効果については議論が分かれているところである、これが文部省の見解であります」。こう教育長は述べられました。

フッ素反対派である公衆衛生学博士の里見宏氏の著書「ちょっと待って！フッ素で虫歯予防？」では、文部省の見解について、こう記述されています。「文部省は、フッ化物利用について、「学校は行動様式を身につけさせ、健康の自己管理ができるように教育するところ。公衆衛生として必要なら、厚生省が保健所でやるだろう。（学校健康教育課）」としています」。先ほどの教育長の答弁と言葉は違いますが、同じ趣旨と受け取れます。

また、この16年間の大きな動きとして、1999年、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」が施行され、患者への人権配慮はもちろん、集団予防に対しても本人が決定権を持つという当たり前のことが法律の中で明確にされました。この感染症法の趣旨を受けて、学校からインフルエンザの予防接種やBCGやツベルクリンなど、多くの集団医療行為がなくなりました。

集団予防として今残っているのはフッ化物による虫歯予防ですが、文部省の見解、感染症法の趣旨などから、学校でこのような医療行為をすることは疑問であります。

防府市が虫歯予防にフッ化物が効果があり、そのための財政支出を惜しまないというこ

とであれば、歯科医でそうした予防医療することについて、市単独で補助をすればよいのではないのでしょうか。そういうスタイルへ変えていくことが、この間の公衆衛生の考え方の変化による自然な方向ではないのでしょうか。

第2は、フッ化物洗口についてであります。教育委員会では、これまでの1年に1回のフッ化物イオン導入にかえて、毎週1回のフッ化物洗口の導入を検討し、既にこの10月からモデル校で実施すると仄聞いたしました。これは、フッ化物を含んだ溶液を口に含み、下向きで30秒程度うがいをし、吐き出すというものです。

しかし、WHOは、このフッ化物洗口について6歳以下の子どもには飲み込む危険があり、禁忌（*contraindication*）としています。このフッ化物洗口が実施されれば、これまでよりフッ素の害に子どもたちがさらされることになると思いますし、毎週このための時間を決めて実施する学校の負担も大変なものだと思います。薄めて使うとはいえ、使用する薬品ミラノールは、薬事法で劇薬に指定されているものです。

毎週1回実施するわけですから、文部省の見解や感染症法の趣旨から考えて、イオン導入法と比べても、学校ですることの疑問はさらに大きなものとなります。フッ化物洗口の導入は中止すべきであると思います。また、どうしても導入したいのであれば、法律に定めのある予防接種と同様に、学校ではなく医療機関で実施すべきと思いますが、御見解をお伺いいたします。

以上で、壇上での質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 29番、田中健次議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、観光行政についてと景観行政についての2点の御質問にお答えいたします。

まず、観光行政についての御質問でございますが、市では、平成7年に、社団法人日本観光協会に防府市の観光診断を委託実施し、観光基本計画にかわる観光基本構想を策定いたしました。この構想は、21世紀を展望した観光振興の重点施策を実現するための指針を示したものであり、これをもとに、観光協会や関係団体等と連携しながら観光振興に取り組んできたところでございます。

この構想の中にあります四季の花構想・ポケットパークの整備、観光ボランティアガイドの育成、また最近話題となっております瀬戸内海の八モを市内料理店と協働し、地域特産品として育成していくなど、一応の成果を上げているものもありますが、バブル経済の崩壊、長期不況などの要因もあり、現状を見ますと決して十分な成果が上っているとは思われません。

現在の第三次防府市総合計画後期基本計画には、観光地づくり、宣伝・受け入れ態勢の充実、観光基盤の整備など、今後の観光振興に対する方向性が盛り込んでございますので、これらを実行し、推進してまいる所存であります。今までの取り組み不足を大いに反省し、関係各方面の御協力を仰ぎながら、さらなる防府市の観光振興に努めてまいりたいと考えております。

次に、景観行政についての御質問にお答えいたします。

1点目の景観法施行後の市の基本的な考え方についてでございますが、本市におきましては、防府らしさを守り、つくり、活かすとともに、よりよい景観形成を目指して、市民の皆様が地域の景観に対して積極的にまちづくりに参加できるよう、全市域を対象に平成14年10月に都市景観条例を施行し、都市景観の形成に取り組んでまいりました。

その後、平成16年6月に新たに景観法が施行され、景観法の中で地方公共団体の責務として、「その区域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定され、また基本理念の中には「地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色を活かすよう、その多様な形成を図ること」と明記されたことにより、本市といたしましては、市民や事業者の意見等を反映させながら、官民一体となり、本市固有の都市景観の保全・育成に取り組んでまいりたいと考えております。

2点目の景観行政団体についてでございますが、景観行政団体につきましては、山口県は県内すべての市、町が景観行政団体になることを要望されておりますが、現在の状況は、山口県及び中核市である下関市をはじめ、ほかに4市が景観行政団体になっております。

この景観行政団体になりますと、広域的な観点から、景観計画を策定し、区域・方針・制限に関する事項を定める必要があり、区域住民には新たな規制がかかることとなりますが、利点として、地域の景観上の核となるような重要な建築物や工作物、樹木を景観重要建造物または景観重要樹木として指定できること、また指定した建築物は条例により、防火などの建築物の外観にかかわる部分について、建築基準法の規制緩和、相続税の減額等がございます。

このことから、本市におきましても、私としては遅きに失した感は否めませんが、早速、景観行政団体に向けて山口県と協議を行ってまいりたいと存じております。

3点目の市民への広報・啓発についてでございますが、平成18年6月1日が「景観の日」として制定されたことにより、同日を中心に国、県と歩調を合わせ、普及・啓発活動を行ってまいりましたが、いまだ市民に御理解いただくまでに至っておりませんので、今後、景観まちづくりリーフレット、市広報及び山口県のアドバイザー制度を利用し、景観まちづくりに対する啓発に取り組んでまいりたいと思っております。

残余の御質問につきましては、教育長、教育次長より答弁いたさせます。

議長（久保 玄爾君） 29番。

29番（田中 健次君） それでは、観光行政について一、二点、意見と要望を申し上げたいと思います。

インターネット上で見られるのがありますので、先進各市の基本計画をとところどころ読むだけで、防府市の基本戦略というものがないというようなことを考えざるを得ないわけです。時間がないので、各市の基本計画がどうということは述べませんが、ちょうど先週の火曜日、9月5日ですが、山口県主催の「やまぐちグリーン・ツーリズムシンポジウム2006」というのが山口市でありました。その中で、大手旅行会社の山口支店長が最近の観光ということで話されて、簡単に言いますと、1が滞在志向であるということ、2が見るより体験する、3がちょっとゆとりのあるぜいたく、4がカルチャー要素、5が事前にじっくり学習していく。キーワードでいけば健康、自然、カルチャー、それから体験と。こんなことがこれからの観光のということで、あと、たくさんほかにもされましたけれども、1つの基本的な視点だとかキーワードということで、こういうものが今言われているんだということをご参考にしていただければと思います。

先ほどの答弁をお聞きしますと、以前にした観光診断では現在はやっぱり不十分であって、いろいろと、今後前向きに新しい観点から進めていきたいというような趣旨はわかりますので、ぜひそういう形で進めていっていただきたいし、観光基本計画というものをつくってそういう形にしないと、具体的にならないんじゃないかと思います。

先ほど壇上でも言いましたけれども、お隣の旧山口市ですけれども、平成16年2月に観光基本計画が出ております。その「はじめに」というところを見ると、これは山口市とすれば第3次の山口市観光基本計画なんです、平成16年につくったものが、平成9年に第2次のものがつくられていると。そういう形で、隣の市はそういったものを進めているわけです。これを見て、やっぱり最近の新しい観光への対応というか、そういう戦略が盛られているなという感じがします。ぜひ、防府市もそういったものについてつくっていただきたいという要望をして、この件についてはこれでとどめておきます。

次に、景観行政についてですけれども、景観行政団体に向けてという前向きな市長の力強い答弁がございました。そういう形になると、景観条例の見直しが必要になるんじゃないかと思いますが、この辺についてお聞きしたいと思います。

それから、広報・啓発についていろいろと進められるということをおっしゃいましたが、質問として、市の都市景観形成基本計画、2001年、平成13年につくったものですが、その中で、啓発・普及活動の充実の一つとして、表彰制度の強化充実ということをおっしゃら

れております。よその市で、よく建築物の景観賞、あるいは私がこの前に行きました小布施町では建築物、あるいは広告看板、それから緑化というものについての景観賞、こんなものが制度化されております。景観法とセットで景観緑三法という形で成立したわけですが、この中には、屋外広告物法の一部改正というものもありまして、今後そういう広告物なんかの規制が強まると思います。

そういう規制をするだけではなくて、同時にいいものを褒めていく、育てていく、こういう形が市の一つの施策のあり方として、片方で規制する面、片方で育てていく面、両方がセットでなければならないと思います。今後、そういう形で景観行政団体になれば、規制的な面が当然出てきますので、早目にこういった景観賞だとか、そういうものを制定するのはむしろいいんじゃないかと、こうと思いますが、この辺についてのお考えをお伺いしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） 先ほどの、2点お尋ねの中の、第1点目の防府市都市景観条例の見直しの必要性についての御質問でございます。景観行政団体になった場合には、基本的には、現在運用している防府市都市景観条例の内容を景観法に基づく景観計画へと移行することとなりますが、部分的には条例の見直しが必要になるのではないかと考えております。

2点目の、良好の景観に表彰制度を設けたらどうかということですが、これも防府市都市景観条例の中にも第16条で表彰規定があり、「市長は、都市景観の形成に特に貢献したと認められる者を表彰することができる」。2として「市長は、前項に規定する者のほか、都市景観の形成に寄与していると認める建築物等について、その所有者、設計者、施工者その他の関係者を表彰することができる」ということがありますので、引き続きその運用をしまいたいと考えております。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 29番。

29番（田中 健次君） 景観条例の見直しということであれば、当然、景観計画自身も見直しという問題になってくると思いますので、ぜひその辺を進めていただきたいと思います。

パンフレットの広報とか啓発というのも一つの方法ですが、もっと市民に直接、そういう賞に応募してみませんかというような呼びかけというのは、きちっとした広報・啓発になると思います。特に広告物の規制というのは非常にしにくいわけですが、逆にこういう広告の仕方はいいんですよという形で賞をつくるという形は、そういうこと

を励みにして広告、看板をつくられる方も出てくるのではないかと、こう思いますので、ぜひその辺を進めていただきたいというふうに要望して、次の質問に移りたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 次は、学校におけるフッ化物を使った虫歯予防について。教育長。

〔教育長 岡田 利雄君 登壇〕

教育長（岡田 利雄君） 次に、学校におけるフッ化物を使った虫歯予防についての御質問にお答えいたします。

まず、フッ素イオン導入についての御質問でございますが、防府市教育委員会では、昭和53年度から学校歯科医及び防府歯科医師会の御指導を受けながら、毎年6月に市内の希望小学生に対し、フッ素イオン導入を実施しております。今年度においては、4,681人の児童、これは市内全児童の71%の実施率でございました。ここ数年の虫歯の罹患率を見ますと、国や県の平均値をいずれも下回っており、今年度も継続して実施しているところでございます。

学校の現場でフッ化物を使った虫歯予防をすることがよいのかということでございますが、学校歯科医の御指導のもと、学校において集団で実施することで児童の虫歯の罹患率低下、あるいは歯の健康への意識が高まるなどの効果がありますので、ただいま学校で実施しているところでございます。

次に、フッ化物洗口についての御質問にお答えいたします。

先ほどのフッ素イオン導入を長年実施してきましたが、先般、防府歯科医師会からフッ素イオン導入法を終了し、新たにフッ化物洗口法に移行したい旨の報告及び要望を受けております。

また、平成15年1月に厚生労働省より、フッ化物洗口ガイドラインが示され、「健康日本21における歯科保健目標を達成するために有効な手段として、フッ化物の応用は重要である」と明言されており、これを受けて平成16年3月に、山口県歯科医師会からフッ化物洗口推進ガイドブックが示され、山口県内のフッ化物洗口法推進が明確に示されました。現在、県内において、周南市、光市、萩市など13市・町で実施されております。

フッ化物洗口法とは、フッ化ナトリウムの水溶液を用いて、ブクブクうがいを行う方法でございます。学童期を中心とした永久歯の虫歯予防対策として有効な方法で、県内の実施市・町において効果が顕著に示されています。

実施方法でございますが、歯科医院で指導を受け、薬局などで洗口剤を購入して各家庭で実施する方法と、小学校で希望者に実施時間帯を決めて週1回から週5回実施する方法があります。学校で集団実施することで、確実に励行されるとともに、児童の歯の健康へ

の意識が高まり、将来にわたって歯を大切に作る心が養われてくるものと思われま

このことから、今後は学校歯科医による学校や保護者への説明はもとより、10月から週1回の実施をモデル校で試行し、実施状況を検証しながら、学校での集団実施に向けて検討していきたいというふうに考えております。

残余の御質問には教育次長がお答えいたします。

議長（久保 玄爾君） 29番。

29番（田中 健次君） 今、厚生労働省のガイドラインとか、そういうことが言われましたけれども、文部科学省自体はどのような見解を持っているのかということが1つ。それから万が一間違えて、医療事故というようなことがあってはならないわけですが、医療事故があったときはどうなるのか。飲んだときの急性中毒はありませんというふうに、モデル校で配っているパンフレットには書いてありますけれども、しかし万が一の医療事故があったときにはどういうふうになるのか。よく学校でいろんな行事だとかいうときには、昔は日本体育学校保険センターと言っていましたけれども、今は独立行政法人日本スポーツ振興センターの学校保険のようなものがありますけれども、そういう対象になるのかどうか。この辺についてお聞きしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） フッ化物洗口法の導入について、文科省あるいは県教委の見解がどうであろうかということでございますが、このフッ素イオンの導入の後の行為として、フッ化物洗口法ということが今、話題になってきているわけでございますが、厚生労働省から文部科学省の方への依頼の文書、あるいは文部科学省の方から山口県教育委員会、県の教育委員会から市の教育委員会へと、こういう流れの中で、フッ化物の洗口を実施する場合にはよろしく配慮をして、フッ化物のガイドラインについて、これを参考にしながら実施するようという通達、あるいは依頼を受けているわけでございます。

フッ素イオン導入あるいはフッ化物洗口法につきましては、市町村の判断で実施し、希望者があれば実施するのが望ましいというのが県教委の見解であろうというふうに考えていますし、またフッ化物の洗口法については、先ほど申しましたように、厚生労働省が示しましたフッ化物洗口ガイドラインを文部科学省あるいは県教委を通して各学校まで通知しておりますので、実施に当たりましては、市町村で判断することになるかと思っております。

次に、万が一フッ化物洗口に当たりまして、液を飲んだ場合にどうなるであろうかという御質問でございますが、議員御指摘のとおり、この行為が学校が管理あるいは指導のもとで実施するのであれば、学校の管理下における行為ということでございますので、不慮

の災害が起こった場合には、医療費などの共済給付は日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象になるというふうに考えております。

議長（久保 玄爾君） 29番。

29番（田中 健次君） 厚生省のガイドラインに従ってやりなさいというのは、やる場合についてはそういうふうにしなさいという話であって、文部省がそれを積極的にという話ではないと思います。フッ化物を使った虫歯予防については、きょうはあまり言うつもりはなかったんですが、高橋暁正さんという薬の問題についてさまざまな社会的な発言をされていた方がおりますが、その方の書いた「虫歯の予防とフッ素の安全性」という本によると、歯のトラブルとして斑状歯、それから永久歯が生えるのがおくれるという現象、それから歯の質の物理的脆弱化というのが挙げられております。それから、フッ素による骨障害、骨が折れやすくなる、それからダウン症の出生が多くなる、甲状腺の機能低下、腎機能障害、アレルギー、がんの発生、それから各種死因による死亡率が上ると。これは、フッ素反対派の人ですからこういう主張かもしれませんが。

イギリスのヨーク大学というところで、何年か前に、水道水の中にフッ素を入れるという問題についての論争もあります。その中で、その論文について、かなりたくさんの論文を集めて研究をしたと。それについて誤って伝えられたので、その研究グループの代表の人が、誤って伝えたマスコミに対して抗議すると同時に、要点を簡略にまとめられました。

水道水フッ素化による虫歯減少効果は認められるけれども、研究の質は中程度である。推定される利益度は15%程度で、非常に利益があるとは言いがたい。研究では、水道水フッ素化と高頻度で発生する斑状歯との有意な関連性を明らかにしており、このことを審美的問題にすぎないとは言っていないと。斑状歯というのは見た目がちょっと悪くなるということですが、そういう審美的レベルではないというふうに言っています。利益が15%ということは、虫歯が6本になるか7本になるかという話であります。15%ですから、今、子どもの虫歯はどんどん減ってきています。

そういう形で、あとそのほかにもあるけれども、ほかの問題についてはなかなか結論がつかない、いいとか悪いとか結論がつかないと。7番目に何十年もの間、多数の研究が実施されてきたにもかかわらず、政策決定の参考になるような信頼できる確実な根拠が非常に乏しいことに、研究調査に当たった研究チームは非常に驚いた。より確定的な証拠を導き出せるような質の高い研究が充実されるまで、水道水フッ素化の効果と経済性についての科学的論争は続くだろうと。こんな形で、まだ論争が続いているんだろうと思います。これは水道水の問題で、局所的応用ではありませんが。

それで、法に定めている予防接種は厚生省の補助があるわけです。医療機関でやるよう

に法で定めているわけです。それは、本人が決定権があるという形で、集団予防についてはそういう形をとらないという形にしているわけです。法に定めていないフッ化物の虫歯予防については、これは補助がないわけですから、どういうふうにやろうと法律に縛られることはないわけですけれども。そういう法律の趣旨に従えば、これは当然医療機関でやるのが筋ではないかと。防府市がそれについて大変意義があると思えば、それに補助をすればいいということになると思うんです。毎週1回やるわけですよ。毎週1回歯医者さんが来てくれるわけではないわけです。学校の責任でやるわけですから本当に責任がとれるのかどうか、大変疑問に思いますので、ぜひこれは中止していただきたい。

時間がありませんので、意見だけ申し述べて次に進みたいと思います。

議長（久保 玄爾君） それでは、次は青少年科学館について、教育次長。

教育次長（和田 康夫君） 青少年科学館についての御質問にお答えをいたします。

最初に、リニューアルについてですが、青少年科学館は太陽の恵みと生命を考える自然と人間の調和をメインテーマに掲げ、平成10年4月に開館して以来8年を経過いたしました。当初から設置されている常設展示におきましては、議員御指摘のとおり、多くのリピーターに足を運んでもらうための目新しさや新鮮さなどが低下していると同時に、展示機器や関連ソフトにつきましても、耐用年数の経過や老朽化による改修が必要となっている現状もございます。

このような常設展示のリニューアルや緊急性の高い改修につきましては、今年度につきましては、メイン施設である太陽望遠鏡のフィルター等の改修に予算額950万円を取り組んでおりますが、開館10周年を迎えるに当たり、これを契機に、常設展示のリニューアル計画を指定管理者であります防府市文化振興財団とも協議をして検討をしてみたいと思っております。

次に、博物館的機能の充実についてですが、防府市文化振興財団は、今日まで青少年科学館の設立当初のメインテーマに沿って施設を有効活用し、さまざまな企画が市民に大変好評を博しております。議員御指摘の調査・研究事業につきましては、博物館の果たす役割の一つとして認識をしておりますが、この事業についてはなお時間を要すると思われま

す。

今後も、12万都市にふさわしい規模及び内容の博物館として、長期的な視野に立ち、防府市文化振興財団と協議をしながら事業を進めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

続いて、市民との協働についてですが、現在、青少年科学館においては、サークルと呼べる市民団体はございませんが、これに近いものでは、おもしろサイエンスや企画展の開

催でお手伝いいただいているサイエンスファンクラブがございます。

青少年科学館の事業を市民サークルとの協働で行うことは、市民が身近に科学に触れることのできる生涯学習の場づくりとなり、また青少年科学館の活性化にもつながるものと考えられますので、今後、防府市文化振興財団に提言をしてみたいと存じます。

最後に、文化福社会館の天体望遠鏡の移設についてお答えをいたします。文化福社会館の屋上にあります現在の天体望遠鏡は、昭和62年に御寄贈をいただいておりますが、これの移設につきましては、平成17年9月定例会で一般質問をいただき、その中で、「費用対効果を含め調査・研究いたします」とお答えをしております。

その後、設置業者や専門業者と現地で調査、協議・検討いたしましたところ、文化福社会館での再稼働や青少年科学館への移設については、いずれも多額の費用が必要になると説明を受けておりますので、青少年科学館への移設は困難であると考えます。

今後は、天体望遠鏡としての再稼働については、御寄贈いただきました方や関係団体とどのようにするのか、協議をしてみたいと思いますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（久保 玄爾君） 29番。

29番（田中 健次君） もう時間がないので、要望だけ述べておきます。

博物館的機能の充実というのか、博物館の頭脳はやはり学芸員なわけです。その学芸員が、なかなか今、現状では、企画だとか運営の中心になれない。人が少なくってというようなことが、どうもあるような気がして私はなりません。ことしの4月で、今までの学芸員の方が1人やめられましたけれども、やめて県立の館の方に行かれたようですけども、この辺に防府市のソラールの現状があるので、その辺が1つ遠因ではないかというふうに思っております。ぜひこの辺をしないと、館としてだんだんレベルが下がってくるということになるんじゃないでしょうか。

文福の天体望遠鏡ですけども、確かに多額の費用がかかるというふうに言われていますが、これは防府市教育委員会がつくられた32センチ反射式天体望遠鏡というB4サイズの方ですけども、これについてはこういうふうに書いています。主鏡の製作者は、日本でアマチュア火星観測の第一人者である田阪氏の手づくり凹面鏡ですと。そのほかにも書いてあるわけですけども、田阪さんというのは、田阪一郎さんという、これと歌山県の人ですが、そういう反射鏡づくりの世界的にも名が通った人なわけです。昭和4年、1929年生まれですから、今の時点ではもうかなり高齢になっておりますけれども、そういった凹面鏡、反射鏡の望遠鏡を市としてきちんと使えないと。ちなみに、この田阪さんは、そういった意味で貢献があるということで、小惑星の名前にもなっている。

「タサカ」という小惑星があるという、そういう立派な方ですけれども。そういう方の望遠鏡を防府市は、よう使えないということになりますと、これは非常に恥ずかしい話になるということを申して、ぜひソラールへの移設ということを再度検討していただくようお願いしたいと思います。

それから提言として、よそのいろんな科学館に行ってみますと、宇宙メダカ、宇宙サクラ、宇宙ツツジ、宇宙バラ、こんなものがあります。こんなものもひとつ、リニューアルの中で検討していただきたいということを要望して、もう時間になりましたので、私の質問を終わりたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 以上で、29番、田中議員の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 次は、17番、山根議員。

〔17番 山根 祐二君 登壇〕

17番（山根 祐二君） 公明党、山根祐二でございます。通告に従いまして、一般質問させていただきます。

最初に、公益通報者保護法についてお尋ねいたします。

2004年6月に、公益通報者保護法が成立し、本年4月1日より施行されております。この法律は、公益通報、いわゆる内部告発が一定の要件を満たして行われた場合、その通報者に解雇等の不利益な扱いが生じないように、法律で保護をして事業者の法令遵守を促進させるための法律です。近年、自動車のリコール隠しや、食品の偽装表示のような不祥事が多発し、その企業の内部の人の告発によって、それらが明らかになりました。

世間を騒がせたマンションの耐震強度偽装問題も、それが表面化する前に1本の匿名通報によって、国土交通省が指定確認検査機関に立入検査を実施したと言われております。この検査機関は、立入検査を受けたわずか2日後に、構造計算書の偽装を国土交通省に通報しているのです。つまり、立入検査がこの問題との関係性を有していた場合、1本の匿名通報から耐震強度偽装問題が表面化したことが言えるわけです。これが公益通報です。

法律が施行されたことにより、4月1日以降、公益通報を受けた行政機関は、必要な調査を行い、法令に基づく措置や、必要な措置をとらなければいけない義務が生じることとなりました。我が国では、内部の不正を上役にただしたり、問題を外部に通報することは、周囲から白い目で見られたり、上司や同僚を裏切る卑怯な行為などと思われがちでした。しかし、我が国でも近年、消費者の保護や公正な社会の実現の観点から、公益通報は必要であるとみなされるようになったのです。

さて、質問ですが、本市では、本年4月1日に、防府市職員等公益通報実施要綱を制定

されておりますが、1点目、市職員から内部通報を受けた場合の具体的な取り決めをお聞かせください。

質問の2番目、次に、労働者からの通報先として、処分権限のある行政機関があります。地方自治体もそれに該当しますが、その通報を受けた場合の対応はどのように決めているのか、お尋ねいたします。そして、企業のコンプライアンスが叫ばれる中、3番目として、この法律の内容について、市民に対し啓発活動を行うべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

次に、バス停整備についてお尋ねいたします。

本格的な少子高齢化が進み、高齢者運転による交通事故もニュースで耳にすることも多くなりました。また、自動車の運転もせず、移動困難ないわゆる交通弱者の方々にとって、公共交通機関は大事なものです。地球温暖化を含む環境の観点からも、公共交通は重要なものであります。しかし、本市におけるバスの利用者は減少し、バス路線維持のため赤字補てんの予算も組み、生活バス路線は存続してほしいという市民の要望にこたえているところです。

行政としましては、赤字補てんだけでなく、公共交通機関の存続に工夫が必要ではないでしょうか。先日、炎天下の中、バスを待つ御年配の方をお見かけいたしました。バス停には、日差しを遮る屋根もなく、体を休めるいすもなく、劣悪な環境でバスを待たざるを得ません。そこで質問ですが、バス会社任せではなく、行政主導でバス停上屋とベンチの整備ができないでしょうか。御所見をお伺いいたします。

次に、本市の公会計制度についてお尋ねいたします。

北海道夕張市は、自治体の倒産に当たる財政再建団体となり、自治体の会計が注目されています。総務省は、すべての地方自治体に対し、財務諸表の作成を求めています。具体的には、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書の3財務諸表です。地方自治体での財務諸表の作成も広まり、昨年3月末時点では、都道府県、政令市のほとんどが、特別会計も含めた諸表を公表しています。

そこで質問ですが、1番目、防府市の財務諸表の作成状況をお聞かせください。財務諸表は、単式簿記・現金主義会計の官庁会計方式による決算数値を組みかえて、会計年度末から財務諸表を作成し始めます。その財務諸表の分析結果を翌年度の予算編成に反映することは重要なことです。年度末より半年以上かけて財務諸表を作成し、そのため翌年度の予算に反映できない自治体も多いようです。また、さらに個別事業ごとに財務諸表を作成することがよいと言われますが、作業が煩雑で困難であるようです。

東京都は、これらの問題を解決するため、今年度から、日常の会計処理作業に複式簿

記・発生主義を取り入れた新システムをスタートさせました。この結果、東京都では出納整理期間後 2 カ月後の 8 月には、通常の決算と同時に財務諸表を公表でき、決算結果を次年度予算編成に反映することが可能になります。コンピュータシステムに組み込んだため、新会計制度は決算書類を作成する処理を自動的に迅速にすることができます。都知事は、開発に 22 億円かかったこのシステムを無料で貸し出してもよいと述べております。既に、幾つかの自治体から問い合わせも来ているそうです。

そこで、質問の 2 番目、東京都は本市と比べ自治体の規模も巨大ですが、会計の手法については調査・研究して、できるものならこのシステムを採用しては、あるいは参考にしではどうでしょうか。お尋ねいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 17 番、山根議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 1 点目の、公益通報者保護法についての御質問にお答えをいたします。

まず、庁内で内部通報を受けた場合の具体的な取り決めについてでございますが、議員が申されましたとおり、本市では公益通報者保護法の施行に伴い、本年 4 月 1 日付で防府市職員等公益通報実施要綱を制定いたしております。この要綱の第 1 条には、「内部の職員等からの公益通報について必要な事項を定め、公益通報者の保護を図るとともに、職員の法令遵守の意識を高めることにより、適法かつ公正な市政の運営に資することを目的とする」とうたっており、第 2 条以降に具体的な手続を規定しております。

まず、公益通報の対象となるものは、「職員が、職務上の行為に関する他の職員についての法令違反行為又はそのおそれがある行為」と規定しております。

次に、通報の手段といたしましては、「定まった様式で電子メール又は封書により総務課長へ通報すること」としております。

通報を受けた総務課長は、その内容が公益通報に該当するようであれば、総務部長をはじめとする 10 名の委員で組織する「公益通報処理委員会」を開催し、その通報の事実について調査を行うこととなります。

調査を行い、通報にかかわる法令違反行為等があれば、直ちに市長へ報告し、是正措置をとるとともに、再発防止のために必要な措置をとることとなっております。

また、通報職員は、公益通報を行ったことを理由として、職員としての身分や勤務条件に関して不利益な取り扱いがされないよう規定しております。4 月からこれまで、庁内での内部通報はございません。

次に、労働者から行政機関への公益通報に関してでございますが、まず通報先が「通報対象事実について、処分もしくは勧告等をする権限を有する行政機関」であることが必要です。防府市への通報内容が防府市の権限に属さない場合には、通報を受けた部署がその内容に権限を有する行政の部署名及び連絡先を教示することになります。行政機関への公益通報として認められるためには、第1に、通報者は労働者であること。第2に、通報は不正な目的でないこと。第3に、通報事実が生じ、まさに生じようとしている旨の通報であること。第4に、通報内容が真実であるに足りる相当の理由があることとなっております。

これらを踏まえて通報内容を検討し、公益通報の受理または不受理の決定をし、その旨を通報者に通知することになります。

通報対象事実について、処分等権限を有する行政機関にあっては、まず公益通報として受理した内容について、調査を実施する決定をした場合には速やかに調査し、その調査の進捗状況の通知が必要な場合には公益通報者に通知することになります。そして調査の終了後は、速やかに法令に基づく措置、その他適切な措置を講じ、措置内容を適当と認める範囲内で公益通報者に通知します。

公益通報の処理に当たっては、公益通報者の個人情報が出ることのないよう、万全の注意を払うことは申すまでもありません。

防府市の公益通報の通報・相談の受付窓口につきましては、公益通報者保護法の制度に関するものは広報広聴課が、個別案件は担当課が行います。なお、4月からのこれまでの防府市に対する公益通報はございません。

次に、市民に対する啓発活動についてですが、現在、パンフレットを本庁窓口、各公民館に置き周知を図っておりますが、市のホームページ等に掲載し、一層の公益通報制度の周知を図ってまいります。

次に、バス停整備についての御質問にお答えいたします。

御承知のとおり、路線バスの利用者は年々減少しており、多くの路線が赤字となるなど、バス事業を取り巻く環境は非常に厳しい状況になっております。しかし、高齢化が進む中で、自動車を運転しない人、みずからの交通手段を持たない人が今後、増加すると考えられ、これらの人にとって、生活路線バスは日常生活を支える重要な交通手段であると認識しております。

現在、生活バス路線を維持し、住民の足の確保を図るため、バス事業者が自主運行することが困難な路線については市が助成しておりますが、この助成に伴う市の財政負担は年々増大する傾向にあり、路線の再編や他の交通手段の活用を検討するなど、総合的に市

内の交通体系の研究を進めているところでございます。また、これにあわせて、いかにして利用者を増やすか、利用者の利便性を高めるかといったことも検討していくことが必要であろうと考えております。

さて、御質問のバス停への上屋及びベンチの設置についてでございますが、市内のバス停の大部分は上屋がなく、ベンチもなく、バスを利用される方には高齢者が多いことから、雨の日に、また日差しの強い日に、避ける場所もなくバス停でお待ちになることは、大変つらいものがあるかと存じます。

道路におけるバス停の上屋につきましては、道路構造令においてバス事業者、道路管理者等の地方公共団体、自治会、商店街などで管理能力を有する者が申請し、設置条件を満たせば設置を認めることができるとされておりますが、本市におきましては、現在、駅前広場の整備の際に公共設置したものなどを除き、原則としてバス事業者等において設置いただくこととしております。しかしながら、バス事業者の厳しい経営環境などから、なかなか進んでいないのが実情でございます。

また、ベンチの設置につきましては、歩行者の通行の妨げや事故の原因になることもありますことから、市道については、道路構造令等の基準に合致し、道路管理者の占用許可を受けたものに限り設置を認めることとしているところでございます。

したがいまして、いずれも行政主導による設置は難しいと考えておりますが、路線バスにつきましては、公共性が高く、住民の重要な足であること、また上屋を設けることにより、利用者の利便性、安全性が向上することや、利用者の増加が期待できることなどから、実施主体であるバス事業者に対し、バス停への上屋の設置について提言してまいりたいと考えております。

残余の御質問につきましては、財務部長より答弁いたさせます。

議長（久保 玄爾君） 17番。

17番（山根 祐二君） 最初の公益通報者保護法について、再質問させていただきま

す。

市では、条例を定めて、公正なまた的確な仕組みをつくっておられるという答弁として理解させていただきました。この法は、通報者の不利益の保護ということで、それが目的でつくられているわけですがけれども、本来、公務員というものは一般労働者とは違って、公務員としての立場は、地方公務員法により保護されていると思います。本法律と地方公務員法との整合性についてはどのように考えられているかお聞かせください。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） お答えを申し上げます。

御存じのように、地方公務員法第49条の2には、「不利益処分を受けた職員は、公平委員会に対して不服申し立てをすることができる」というふうに規定はしてございます。また、公益通報者保護法の第7条では、「一般職の地方公務員等については、公益通報したことを理由とする不利益な取り扱いの禁止については、この法律の第3条から第5条の規定にかかわらず、地方公務員法の定めるところによる」と規定がしてございます。

このように、地方公務員は以前から不利益処分を受けたことに不服申し立てができるように規定はしてありますが、公益通報の制度には整備がされておりました。

市の職員が職務を遂行する上で法令違反等があってはならないことですが、万が一の場合に備え、このような制度をつくっておくことで、通報への迅速な対応が可能となります。

また、防府市職員等公益通報実施要綱の第1条にもうたっておりますが、この制度を職員に周知することによって、職員の法令遵守の意識をより一層高め、適法で公正な市政の運営を行うために設置をいたしたものでございます。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 17番。

17番（山根 祐二君） 公益通報を行った人に対する法的な保護というものは、これまでは十分ではなく、どのような内容をどこへ走ればよいかというのが明確ではありませんでした。よって、その企業から解雇、配置転換などの不利益を受けたり、場合によっては名誉毀損で刑事告発されるなど、報復を受けることもありました。しかし、海外でも、アメリカで内部告発者保護法、これは1989年、イギリスで公益開示法、1998年などの法律が制定され、我が国でも近年、消費者の保護や公正な社会の実現の観点から、公益通報は必要であるというふうにみなされるようになったわけであります。

また、この公益通報の保護法についても、労働者は通報するに際しての条件というのがいろいろ挙げられております。刑法、食品衛生法、大気汚染防止法とか、いろいろな法律の法令違反行為がまさに生じようとしている場合とか、あるいはそういう要件で必要とされるということとか。通報先に応じた保護の要件としては、事業者内部にあっては金品を要求したり、他人をおとしめるなどの不正な目的でないこと。通報内容は真実であること、あるいは通報を行うに当たっては、他人の正当な利益、名誉、信用、プライバシーなどを侵害しないように配慮することが必要というふうにならされております。

以上の観点から、この法の制定を、そしてことし4月から施行されたことを知らしめ、そして公益通報保護法が適正に運用されるために、市民に御理解いただけるよう行政として努力されることを要望しておきます。先ほど、ホームページなどでも今から広報しておくというような御答弁がありましたので、そのことを要望しておきます。この質問に対し

ては以上で終わります。

次に、バス停整備について再質問でございます。

バス停の整備につきましては、だれがその費用を負担するのか、だれが施設を維持管理するのかというようなことについて御答弁もありましたけれども、生活バス路線について市も補助している。この補助も、今一番新しいのは、たしか16年度の決算で明らかになっておりますけれども、1,715万6,000円を補助しております。先ほど、市長の答弁にありましたように、年々増しているというような御答弁がありました。それだけ、バス事業者に対して補助をしている、お金を出しているという現在の状況であります。費用対効果などを考えて、さまざまな問題があるとは思いますが、しかし、市民の利便性を図り、住みたくなるまちづくりを考えると、行政ができることはないのか、市民の要望はどうかを真剣に考えるべきだと思います。

個人の暮らしを見てみますと、住宅も自家用車も快適性を求め、発展してきました。だれ人も年をとっていき、また核家族化はさらに進み、移動の手段も限られ、公共交通機関に頼る方々も増えてこようかと思えます。知恵を絞り、何か手段を考えたいものです。現在、市役所の東側道路、及び歩道が整備中であります。ここには、市役所前というバス停がございます。例に漏れず、バス停表示看板のみであります。バスを利用して市役所へ来られる市民も多くいらっしゃいます。先ほど、行政の設置は難しいというような御答弁もありましたけれども、提案としてですけれども、行政みずからこの市役所前のバス停については、これに限ってはという考えもありますけれども、バス停に屋根をつけ、できることならベンチまで置いてということができないものか。現在整備中ですから、いろいろな考えができるのではないかと思うんですけれども、こういったことで行政の取り組み姿勢を示すということにもなるのではないかと思うんですけれども、この点についていかがお考えでしょうか。お願いいたします。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 道路が県道でございますので、道路管理者であります県ともよく相談をして、前向きに検討してみたいと思えます。

議長（久保 玄爾君） 17番。

17番（山根 祐二君） ありがとうございます。ぜひ、前向きにお願いしたいと思います。

ここで、2005年3月ですけれども、神戸新聞の記事を紹介いたします。これは、お金の問題なんですけれども、何をやるにもやはり予算が要ることにつきまして、そういった関連した記事を紹介いたします。「神戸市交通局は、民間事業者に整備を任せる

広告付バス停制度を導入する方針を明らかにした。バス停に設けた広告スペースの広告収入を整備費に充ててもらおう仕組み。建設から維持管理までを民間に任せることで、同局は費用を負担せずにバス停の整備ができる。待合スペースの改善にもつながるといふ。同様のバス停整備は、岡山市の民間バスの2カ所と、横浜市の14カ所で実施。名古屋市も2005年度中に6カ所で導入」という記事でございます。ほかにも、広告付バス停の例は多くあるようです。都市の規模、人口、地形など違いがありますので、本市に取り入れ可能かどうか、検討の余地があるとは思いますが、しかし、将来へ向け、調査・研究していただくことを要望して、この項は終わります。

議長（久保 玄爾君） それでは、次は公会計制度について。財務部長。

財務部長（中村 隆君） 公会計制度についての御質問にお答え申し上げます。

まず、1点目の財務諸表の作成状況についてでございますけれども、防府市では、平成12年度の決算から、民間企業が行っておりますようないわゆる簿記会計、複式簿記の考え方をいち早く取り入れまして、バランスシート及び行政コスト計算書を作成いたしておるところでございます。

このバランスシートは、普通会計を対象といたしまして、決算統計のデータに基づき作成をいたしておりますが、これにより現在の社会資本に対して、これからの世代がどれだけ負担しなければならないかという負担割合や、資産の額と歳入決算額を比べることによりまして、これまで資本的支出に重点を置いていたのか、あるいは費用的支出に重点を置いていたのかを見ることができます。

また、有形固定資産を行政目的別に示しておりますので、行政分野ごとの資産形成の比重を把握することができるとともに、このデータを他市と比較することによりまして、資本形成の特徴を見ることができるようでございます。

その上、住民1人当たりのバランスシートも作成いたしておりますので、人口規模が異なる市とも比較することができるようになっております。

次に、行政コスト計算書についてでございますが、地方自治体の仕事は道路や建物のように将来も使うことができる、形に残るものをつくるだけでなく、福祉関係の扶助費や他団体への補助など、形に残らないサービスの提供も行ってあります。バランスシートは、一定の時点での資産や負債の状況をあらわしておりますので、これだけでは形に残らないサービスの状況がどのくらい提供されたかがわからないわけございまして、そこでこれらのサービス提供の状況を説明するために、行政コスト計算書を作成いたしておるわけでございます。

2点目の、東京都の新会計システムを調査・研究し、取り入れてはどうかという御質問

でございますが、議員御指摘のとおり、東京都では平成11年度から公会計について調査・研究に取り組んでおられまして、平成18年度から、発生主義によります複式簿記会計を導入した新会計システムをスタートさせておられるようでございます。現行の歳入歳出決算と同時に財務諸表を作成することができるようになるようでございますので、今後、財務諸表から得られますストック情報や行政コストの情報を組み合わせますことで、次の予算編成に反映することが可能になると言われておるようでございます。

防府市におきましても、財務諸表を予算編成時期までには、これを作成いたしておりますが、これは違った角度から財政状況を分析いたしまして、市民の皆様にもわかりやすいような形で財政状況を提供するという取り組みの一つとして作成いたしております。今後は、市民の皆様への情報の提供とともに、予算編成に反映するためにはどのような方法が最適なのか、また他市の状況も見ながら研究をしてみたいというふうに考えております。

また、東京都の新会計システムの導入についてでございますけれど、地方自治法に定めます自治体の会計処理につきましては、単式簿記、いわゆる現金主義会計が義務づけられているために、東京都では複式簿記・発生主義を導入することによりまして、事務負担や二重作業を回避するために新たなシステムを構築されておりますが、ただ法制度の問題もございまして、今後の法整備の動向、それから、新会計システムの稼働後の状況等を見守りながら、また先ほど御紹介ございました東京都の新会計システムも参考にさせていただきながら検討をしてみたいというふうに思っておりますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 17番。

17番（山根 祐二君） 財務諸表の作成状況につきましては、ホームページなどでも確認できるのですけれども、今、財務部長の答弁にありましたように、きちんと防府市では作成されているというふうに理解しております。

東京都の新会計システムについては、緊急性を要するものではないことではありますけれども、やはり今御答弁にありましたように、調査・研究あるいは参考にしていくという考え方も必要ではないかなというふうに思っております。

自治体の会計ということには非常に関心が持たれているわけですがけれども、連日、新聞記事には、防府市とはちょっと違うんですけれども、深刻な財政実態というのが相次いで表面化しております。財務省が8月末に公表した財政健全度をはかる指標を見ても、多額の借金にあえぐ自治体が多い。また、自治体財政が破綻して被害をこうむるのは地域住民であるけれども、財政悪化を許したのも同じ住民であると。市場と住民の両方からチェッ

クを強めることが財政健全化の道筋である。こういったような記事がございます。

幸いにして、本市の財政状況は健全であると見られております。しかし、将来に向けては、焼却場の建設、体育館の建設など、大型プロジェクトが待っております。本市では、平成12年9月に制定された防府市条例で、個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができるというふうにあります。これは、市民、議会、市長の要請により、そういう個別外部監査と、この案件に対しては外部監査を求めるというようなことが規定されております。

さらに一歩進んで、都道府県等中核都市については、包括外部監査契約に基づく監査、これは義務づけられております。いわゆる常時、公認会計士等の専門家の監査が行われるわけです。これらの社会的状況も視野に入れて、より一層の情報開示をしつつ、健全な財政を維持されることをお願いして、私の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 以上で、17番、山根議員の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 次は、4番、高砂議員。

〔4番 高砂 朋子君 登壇〕

4番（高砂 朋子君） 公明党の高砂でございます。それでは、通告に従いまして質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

第1項目目、教育行政の充実についてお伺いいたします。

戦後、実施されてきた経験主義的な教育に対して、学力低下という批判による教育方針転換の結果、知識重視型教育が学習指導要領のもと、昭和52年に改正されるまで、いわゆる詰め込み教育が実施されました。過熱した受験戦争や落ちこぼれ問題、知識を偏重し過ぎた教育への批判に対応する形で、ゆとりと充実をということで、学習内容、授業時数が削減されました。さらに、平成元年に学習指導要領を改正、平成4年から第2土曜日、平成7年から第4土曜日も休業日となり、平成14年に完全学校週5日制が導入されました。当然、学習内容、授業時数は大幅削減となりました。加えて、総合的な学習の時間が新設され、ここ実施期間4年を経て因果関係の立証もないまま再び学力低下が問題視され始め、総合的な学習の時間の方向性を考える上での混乱も生じ、大幅に削減されてきた授業時数の見直しを迫られているのが昨今の実情です。

今回、ここで、ゆとり教育、総合的な学習の時間の是非を問うものではありませんが、本来、学校教育というのは知識偏重ではいけないのではないかと、もっと一人ひとりを大切に教育、生きる力をはぐくむ教育が大切なのではないかと国民の大多数の方が思った時期に始まったのがゆとり教育であり、その新たな目的の一つとして、総合的な学習の時

間が創設されたはずです。関係機関、保護者、だれもが子どもたちの成長や幸せを願いながら、あらゆる努力をしてこられました。

しかしながら、社会情勢の急変の中、子どもたちを取り巻く環境も大きく変わり、さまざまな課題や問題があふれ出している状況下、今まで取り組んできたことをいま一度見詰め直し、今こそ何かを変えなくては、何かを始めなくてはと危惧していらっしゃる方は多いのではないのでしょうか。本来のゆとりと充実の教育、原点に立ち返るべき大切なときに来ているのではないかと思います。

前段が長くなりましたが、お尋ねいたします。

本市において、小・中学校における2学期制導入に対して、どのようにお考えなのでしょうか。大学などの高等教育では、ほとんどの学校が教育課程を前期、後期に分けた2学期制ですが、中等教育以下では夏冬の長期休業を挟む3学期制が季節感とも結びつき、長くなれ親しまれてきました。そのスケジュールを組みかえて2学期制を導入しようとする動きが、ここ数年全国に広がっております。現在、2学期制を導入している自治体は全国の約2割、全国の公立小・中学校の約1割と言われております。

導入の趣旨として、生きる力の中核をなす確かな学力と豊かな心を身につけることを大きな目標とし、多くの実施校が効果として、1、行事等の見直しにより生まれた余時数を使い、教師が児童・生徒にじっくりかかわることができ、一人ひとりに応じたきめ細やかな対応ができる。2、一つの学期を長期的なサイクルでとらえ、ゆとりの中で実感を持った理解や学びを身につけ、学ぶことの楽しさ、達成感を教えることができる。3、地域や学校の特色を生かした自発的、能動的な学校運営ができる。4、授業時間の増加で、子どもたちが理解しにくい内容も時間をかけて学習でき、基礎、基本を身につけることができる。5、夏休みを家庭訪問や子どもたちとの交流に充てるなど、学校と家庭の連携が密になるなどを挙げております。

新しい取り組みですので、定着、検証には今後時間を要するでしょうし、効果は効果としてさらに広がり、さまざまな課題も検討が加えられ、改善されていく段階と言えます。

県内唯一、市内一斉に、公立小・中学校に2学期制を本年4月から導入された光市、今こそ教育維新、学校維新をとの意気込みで、教育長は「導入は大変なことはわかっておりました。しかしながら、教育はこのままでいいのか、何もしなくていいのかと自身にも問い、関係者にも問いました」とおっしゃり、また「2学期制導入によって、現行の3学期から2学期へと1学期減るのみならず、多くのことが変わる。我々教育者の意識改革の機会ととらえ、学校行事や評価、夏休みの活動など多くのことについて、何のための行事か、通知表の意義は何かと、根本を問い直す機会にしたかった」とも、導入の目的を語ってお

られました。

事前の検討、協議、周知徹底に細やかな配慮をされ、多くの方の御苦勞はおありでしたが、スタートして以来半年間、心配された混乱もなく好評のうちに推移しているとのことでした。市教育委員会から、同一のものをおろすのではなく、各学校の工夫を尊重され、その見事な取り組みを絶賛されておりました。

近年の教育改革の大きな流れの中、山口県教育委員会は平成16年3月、山口県教育ビジョン重点プロジェクト推進計画を策定し、さまざまな教育課題に対応した施策を推進しているところでございます。昨今のさまざまな凶悪事件の多発から垣間見えてくる子どもたちの問題行動の深刻化や、学力・体力の低下、若者の自立意識の変化等に見られるように、教育をめぐる情勢は一層厳しさを増し、学校教育の質的充実や家庭、地域の教育力の向上が緊急に、しかも強力に求められる状況になっております。

このような状況下、あらゆる教育課題に対応した施策の重点化とランクアップのために、本年3月、山口県教育ビジョン第2期重点プロジェクト推進計画を発表しました。大切な視点として、1つ、県民総参加による教育力の向上。2番目として、知、徳、体のバランスのとれた質の高い教育の実現。3つ、一人ひとりの個性を大切に心触れ合う教育の推進。最後に、教育現場の活力と質を高める教育の推進を挙げております。

そのための基本姿勢として、概略でございますが、1つ、プラン・計画、ドゥー・実行、チェック・評価、アクション・改善の4サイクルの実施。2、時代の流れやニーズを敏感に感じ取りながらの意識改革と、失敗を恐れず果敢にチャレンジする姿勢を持つ。3、教育の現場の状況や課題、ニーズを十分把握して対応。4、県教委、市教委、学校の連携、そして学校、家庭、地域のネットワークの充実を挙げております。この教育ビジョン計画を読めば読むほど、2学期制導入が一つの足がかりになるのではないかと思った次第です。

加えて申し上げれば、知育、徳育、体育に食育も取り入れ、よりバランスのとれた人間教育を、そして何よりも優先して、命、心をはぐくむ教育の確立を願うものであり、また学校週5日制のとらえ方も、教育を学校だけをお願いするのではなく、週5日は学校教育中心、週2日は家庭教育中心、根本は家庭教育の再確認をする必要もあると思います。学校は教育現場の意識改革を、子ども家庭は家庭教育の意識改革を望むものでございます。

10月初旬を1学期末とする2学期制にすることで、表面的には始業式や終業式など、3回のが2回になり、あらゆる行事の見直しで余時数が生まれるわけですが、こじあけたその一時間一時間に、子どもたちの成長や幸せに思いをさせ、何を始めていくかが大切だと思います。子どもたちに本来備わっている、生きていく力を開かきぎを与えるための一時間一時間をつくり出していただきたいとの思いでいっぱいでございます。

一人ひとりを大切にする教育、心触れ合う教育のために、果敢にあらゆる施策に、さらなるチャレンジをしていただきたいことを強く要望するものです。どうぞ、前向きな御答弁をよろしく願いをいたします。

第2項目目、バリアフリーの情報提供についてお伺いいたします。

急速な勢いで進んでいる高齢化、またノーマライゼーションの理念に基づき、高齢者、障害者の方々を含むあらゆる人のために、平等に便益を受ける環境や社会参加の機会をつくっていくことが、重要な課題となっております。

これらの課題のさらなる解決のために、今通常国会において、だれもが安全で快適に暮らせるバリアフリーのまちづくりを目指した新バリアフリー法、高齢者、障害者等の移動円滑化促進法が成立し、全国各地でバリアフリー化が一段と加速することになります。交通バリアフリー法とハートビル法を統合した同法は、これまでのように公共交通機関やデパート、旅客施設などを点として個別に整備するのではなく、地域を面としてとらえ、一体的なバリアフリー化を促進するのがねらいです。

今後、構造上困難な既存施設への対応や、財政面の問題をどうするか等、課題は多々あると思いますが、これまで以上にさまざまな利用者の声が反映されたバリアフリーの着実な進展がなされていくべき時代を迎えようとしています。

点から面へのバリアフリー一体化への大きな流れの中で、我が防府市においても、今後さらに行政が先導役を担っていただけると確信をしておりますが、バリアフリー化には民間も敏感に対応しておられ、学ぶところもたくさんあります。実際、障害者の方々が、あのスーパーのトイレは使いやすくていい、また、あのクリニックの駐車場は入りやすい等々、情報交換されながら出かけられていることもお聞きしております。

私はこれまでに、オストメイト対応の多目的トイレ設置や、文化福祉会館のスロープやトイレの改修、小・中体育館等に洋式トイレ設置など、市公共施設におけるさまざまなバリアフリー化、ハートのある施設づくり推進の提案をさせていただいてまいりました。市庁舎4号館に続き、主に福祉サービス提供の場である1号館のトイレ改修もお願いしているところでございます。

知恵は現場にありと言いますが、どの提案も高齢者の方、障害者の方、乳幼児を抱えた保護者の方など、深刻に悩んでいらっしゃる市民一人ひとりの声からであり、その方々に安心して出かけていただき、公共施設のバリアフリー化が不十分なことで嫌な思いをされないようにとの思いからでございます。

このような状況下、市のホームページで、まずは市公共施設のバリアフリー化の整備一覧表を掲載し、それを必要とする市内外のより多くの方々に公開していただきたいと思い

ますが、いかがでしょうか。具体的には、身障者用トイレ、洋式トイレ、オストメイト対応トイレ、身障者用の駐車場、エレベーター、自動ドア、スロープ、おむつ交換台、授乳コーナー、車いす、点字ブロック等々の設置状況を、施設ごとにマークで示すといったイメージを持っております。現在の整備状況の把握の意義も大きいですし、ホームページに掲載することが第一義の目的ではなく、また、載せておしまい、更新なしでは困ります。ふぐあいな箇所は改善し、ないところには設置していくことが重要で、今後掲載できるだけのバリアフリーの整備をさらに進めていこうという意識づけになればと思っています。

この取り組みのネットワークを広げることによって、いずれは市内の観光地、商業施設、医療施設、宿泊施設などの整備状況も網羅され、掲載できればなお喜ばれるのではないのでしょうか。

これまでに皆様から納めていただいた大切な税金を使ってできた施設のの一つ一つ、人に優しい整備状況の一つ一つでございます。今後も血税であらゆる施設をつくり、整備していくわけです。それをより多くの方に知っていただき、安心して使っていただく、喜んでいただく、そのような行政としての努力は、私たちもそうですが、ごく当たり前のことではないのでしょうか。住んでみたいまち、出かけてみたいまち防府、社会、地域全体のバリアフリー化推進のまちづくりの発火点になるような施策を、ぜひとも前向きに御検討いただきたいと思います。

以上で、壇上よりの質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 質問の途中ですが、ここで昼食のため、13時まで休憩いたします。

午前11時52分 休憩

午後 1時 開議

議長（久保 玄爾君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を続行いたします。4番、高砂議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、バリアフリーの情報提供についての御質問にお答えいたします。

私は、公共施設につきましては、高齢者の方や障害者の方、乳幼児を抱えた保護者の方等はもちろんのこと、すべての人が安心して安全に利用することができるように整備することが急務であると考えております。このため、市の関連する施設において、既存施設で

は可能な範囲でトイレ等の改修を行い、施設を新設する際には、すべての人が快適に利用できる施設になるように配慮するなど、施設のバリアフリー化に努めているところでございます。

しかし、高齢者の方や障害者の方たちが利用しやすいように、整備した施設につきましては、それらの施設がどこにあるかがわからないために有効に活用していただくことができなければ意味がありません。高齢者の方や障害者の方などが、施設等を安心して利用していただけるようにするためには、施設を整備するとともに、その整備状況等の情報提供は必要なこととございます。

議員御提案の、ホームページ等による市の関連施設におけるバリアフリー整備状況等の情報提供につきましては、その具体的な掲載方法について、市民活動グループの皆さんや、その他の御意見も参考にして、前向きに対応してまいりたいと思います。

今後とも、障害者の方や高齢者の方などが施設を利用しやすいよう、その利便性をより一層高めるように努め、福祉の充実を図ってまいりたいと考えております。

残余の御質問につきましては、教育長よりお答えいたします。

議長（久保 玄爾君） 4番。

4番（高砂 朋子君） バリアフリー化の整備をすることは急務であるとの御見解、関係団体と連携をとり施設のバリアフリー化を進めながら、情報提供に関してはホームページなどで前向きに検討していくとの御答弁と受けとめ、感謝申し上げます。

おとついのことですが、車いす生活でありながら車も運転し、積極的に何にでも挑戦しているごく親しい友人から、このような電話が入りました。新しくできたルルサスに、月1回勉強会に行くことになった。駐車場までは行って見たけれども、初めての場所ということで、連絡通路がよくわからずあきらめて帰ってきたという電話でございました。私たちにとっては何でもないことが、障害者の方にとっては大きなプレッシャーの一つ一つになっているんだなということを改めて感じました。

私は、実際に友人に成りかわったつもりで早速ルルサスに参りまして、友人に電話による実況中継をしてあげました。駐車場には障害者用のすばらしいトイレもつけていただいていること、連絡通路には手すりも備えつけられておりますし、スロープで降りられるようにもなっておりました。これを告げると、友人は、よかった、これで来月から行けるねと大変喜んでくれました。

知ることは力になるとよく申されますけれども、本当にそう思いました。障害者の方や高齢者の方にとっても、知ることで活力がわくわけですから、そのお手伝いをしていかななくてはならない、そのように思った次第です。障害者や高齢者の方にとって、家に閉じこ

もらないで出かけることの意義は、私たちのそれ以上に本当に大きいものがあると思います。それを側面から応援してあげること、支えてあげるとは、本当に大事なことはないでしょうか。

ありがたいことに、個人的なことで申しわけありませんけれども、私にはいとこ2人、叔母、ごく親しい友人の、数人の障害者がいてくれます。本人そして家族の、これまで一生懸命生きてきたその生きざまや数え切れない苦労や不安を間近なところで見聞きさせてもらったことで、たくさんの方をその方から学ぶことができ、感謝をしております。市内にもたくさんの方々があらゆる障害と闘いながら頑張っておられます。この項での改めて質問はございませんが、ただただ、その方たちの必死な声に行政として謙虚に耳を傾けて、さらに喜んでいただける施策につなげていただきたいことを要望するのみです。どうかよろしく願いをいたします。

以上で、この項は終わります。

議長（久保 玄爾君） それでは、次は教育行政の充実について、教育長。

〔教育長 岡田 利雄君 登壇〕

教育長（岡田 利雄君） 市内小・中学校への2学期制導入についての御質問にお答えいたします。

子どもたちを取り巻く環境が急激に変化している中で、豊かな人間性と豊かな学力、健康体力を備えた児童・生徒を育成するために、学校現場で教職員の意識改革が行われることは重要なことであり、教育委員会といたしましても指導しているところでございます。

さて、御指摘の2学期制については、導入している全国の学校の報告を見ますと、学期末、学期初めの終業式、始業式などの儀式的行事や、期末テスト、保護者会等の削減により、授業時数を従来より増やし、児童・生徒に時間的、精神的なゆとりが生み出されるという長所が挙げられています。

本市における平成17年度の市内小学校の低学年及び中学年の年間総授業時数については、文部科学省の示した標準時数を大幅に超えている学校が多いのですが、学年が進むにつれて超える時数が少なくなり、授業時数の面からは、2学期制は特に中学校で意義があると考えられます。一方、3学期制は、四季の変化が豊かな我が国において、季節の移り変わりとそれに伴う年中行事にふさわしい制度であり、生活の節目を意識するというよさがございます。また、現在2学期制を実施している学校が挙げる長所の中には、3学期制を工夫することで同じ成果を期待できることも多いと考えられます。

そこで、現在、義務教育制度を取り巻く新たな動きが起こっていることを踏まえ、まずは現行の3学期制の中で、行事等の意義を見直し、学力向上や心の教育を充実するため、

カリキュラム及び授業内容のさらなる改善が各学校で図られるように指導するとともに、他市の2学期制の取り組みを注視しながら、その有効性についても研究してまいりたいと考えております。

議長（久保 玄爾君） 4番。

4番（高砂 朋子君） 学校の教育現場での意識改革の重要性を認識されている上での御答弁、また2学期制は2学期制の効果を御認識された上で、3学期制のよい点を継承しつつ2学期制の成果を生んでいく、そういったことも視野に入れられての御答弁とお伺いしております。御答弁ありがとうございました。

数点、再質問をさせていただきます。

壇上で御説明いたしましたとおり、大幅に削減されてきた授業時数ですけれども、特に教科の時数減少に対して、学力の低下の心配も保護者の中には確かにあると思います。我が防府市の駅周辺にも、たくさんの進学塾ができておりますし、通っている子どもたちも多いようです。最近、浮きこぼれという言葉もあるようで、密度の濃い塾での学習が主となり、学校の授業はサブ的になって、一生懸命取り組めない子どもが出てきているという現象のことをいうそうです。学校の現場、教員の皆さんからも、教科の時数の減少に対して不安の声があるのではと推察されますけれども、率直なところ、その点はいかがでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 授業時数の減少に対する不安、あるいはそれから生ずるでありましょう学力低下の問題等々についての不安についてどう考えるかということでございますが、振り返ってみますと、平成14年度に学習指導要領が実施されたときには、確かに教科の時数が以前と比べて減っておるということで、教職員、特に教員は不安を抱いておったのは事実でございます。しかしながら、指導内容が厳選された中で、基礎基本の確実な定着という学習指導要領の趣旨を踏まえながら、教員は指導方法の工夫改善に取り組んできたというふうに思っております。

確かに、一つの教科だけに目を向けますと、今以上に授業時数が多い方が精神的にもあるいは時間的にもゆとりが生み出せるということで、そういう声も聞かれるわけでございますが、現行の学習指導要領のもとで全人的な教育を進めていくとなれば、一時間一時間の授業の質を高めることが一番肝要であろうと思っております。言葉を変えますと、授業で勝負するという、こういう教師集団であってほしいなと思っております。

議長（久保 玄爾君） 4番。

4番（高砂 朋子君） ありがとうございます。確かに、現場の先生方の声からも、教

科の時数の減少に対しての不安があるということでございましたが、その少なくなってきた教科の時数の対応の仕方として、勝負をするということでございますが、一時間一時間の質を高める、そういった取り組みをさらにお願ひしていきたいものではございますが、現在の背景から、防犯や安全の教育指導も必要ですし、読書の推進であるとか、食育の導入、そういったものも必要な時代になってまいります。何よりもまた優先されなければならないのが自他ともに命をとうとぶ教育の実践です。最近の余りにも悲惨な事件の多発に、私も母親の一人として胸をえぐられるような思いであります。

今の子どもたちに、どんな言葉で、何をもって、自分の命も周りの人の命も大切であることを伝えていけばいいのか、ここを追求していく必要性をどなたも感じていらっしゃるのではないかと思います。限られた時間の中で、質を高めていくとは申しますけれども、余りにもたくさんの方のことを子どもたちに伝えていかななくてはならない、教えていかななくてはならない今の御時世、現在の体制のままで、それが可能なかどうか、この点についてお伺ひいたしたいと思ひます。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） ただいま御指摘いただきました数々の大きな教育現場の課題に対しまして、現体制で十分耐えられるのであろうかという御指摘でございますが、確かに今日、学校だけでは十分な対応ができませんし、また学校だけで対応すべきでないという事象もあろうかと思ひています。それは、児童・生徒の数々の問題に対する対応の仕方としての問題でございますけれども、以前から言われておりますし、特に最近言われてきたのは、家庭、地域社会と学校との連携ということが非常に大事になってこようかと思ひます。

学校、家庭、あるいは地域社会が、それぞれの役割を十分に果たすということが根底にありまして、その連携ということが重要であることが言われているわけでございますが、ただ、今日そういった意識でもって、お互いがかわり合いを持っているわけですが、まだまだ学校に非常に大きな課題が課せられているケースがあろうと思ひています。

現体制の中で、いろんな問題、例えば安全の問題とか、あるいは心を耕す面での読書活動の問題とか、食育、命の問題等々御指摘いただきましたけれども、教職員がそれぞれの授業の中で、先ほど申しました真剣勝負あるいは感動を与えるような授業展開をしていくということを当然のこととした上で、やはり家庭、地域社会の十分な御支援あるいは御協力をいただけるならば、2学期制でなくても3学期制の体制の中で十分対応はできるというふうを考えております。

議長（久保 玄爾君） 4番。

4番（高砂 朋子君） 私も、教育長が今答弁された御意見に共感はしております。学校週5日制のとらえ方も、考え方を変えていかななくてはならないときがきているのではないかと、私も一保護者として思っているところです。余りにも学校に、また学校の先生方に教育というものを押しつけ過ぎてはいないだろうか。そういった反省点も、保護者としては持っております。そういった意味では、週5日は学校教育中心に、また週2日は家庭教育中心に、あくまでも根本は家庭教育である。それを地域がサポートしていく。そういった体制ができていかななくてはならない時代になっているのではないかと、そういった危惧をしております。

しかしながら、一日の24時間、平等に与えられた時間の中で、子どもたちがかばんを背負って学校に出向いて、いろんなことを学んで帰ってくる。その学校で過ごす時間というのは、本当に割合的には大きいものがあります。真剣勝負でということを経験もおっしゃっていただきましたけれども、そういった意味では、学校のなす役割、使命の大きさというものは、大変大きいものがあるんじゃないかと思えます。

3学期制でも、それは十分できるのではないかとということでもございましたけれども、365日は変わらないわけですが、この3つのくくりを一たんほどいて、省けるものは省いてすっきりさせる。また、大切にしておきたいものはそのままに、また新たに取り入れたいものは取り入れ、その上で2つにくくり直されたらどうでしょうか。そういったことを、私は提案をさせていただいているわけです。こうしてでも時間をこじあけて、子どもたちのために大切なことを教えていただきたい、そんな思いでいるわけです。

次に、ちょっと素朴な質問なんですけれども、部活のある中学校と、小学校では違うと思いますが、夏休みの期間中は、先生方はどのようなスケジュールで過ごされているのでしょうか。先生方の夏期休暇というのは、一体どのくらいおありになるのでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） お答えいたします。

一般的には、児童・生徒が長期休業中に入っているとき、教職員の方も休みであろうというふうにとらえがちなんですけど、今日は全く違っておりまして、長期休業は児童・生徒のものであって、教職員のものではございません。この中で、土曜日、日曜日を除きますと、ことしの場合30日が、この長期休業中に時間として勤務時間があつたわけですが、完全にこの中で休暇、これは厚生休暇というのが各人に5日、それからあと個人個人が年休等をとられれば、それは個人差がありますけれども、市内の小・中、一例を御披露申し上げますと、30日の中で、完全に今の休暇をとられた方は、小学校では7日、7.1日、それから中学校がやはり7.1日というのが平均でございますし、また今私が

つかんでいる小・中1校ずつは、そういう格好になっています。

あとは、それぞれ学校に出勤したり、あるいは出張したり、あるいは研修に励むということで、御案内のとおり、教職員には法によりまして、常に自己研さんに励みながら、研修と研究に専念しなければいけないということがありますので、児童・生徒にとっての長期休業中も出勤をしているんな教育活動の準備をするか、あるいはいろんな会合を開いて2学期以降の活動に備えるか等々しているわけですが、Aという小学校の例をとりますと、出勤が17.8、それから出張が3.7、自己研修というのが0.3で、そして休暇というのが7.1でございます。それから、ある中学校では、出勤が18日、それから出張が4.2、自己研修が0.6、そして休暇が7.1と。トータル両方とも30日というふうになるわけですが。

要は、この長期、児童・生徒にとっての休業中は、まさに教職員にとっては自分の資質、能力を高めたり、あるいは2学期以降の教育を充実するために非常に重要な時期でありまして、研修活動、これは校内研修あるいは県の主催する研修会、あるいは市の主催する研修会に参加する等々で、資質、能力を高めていく絶好の機会であるというふうにとらえますし、またふだんはやりにくい同学年での話し合い、あるいは2学期以降の教材を作成する等々の活動をしたりしておりますし、中学校の方であれば、これにプラスして、部活動での子どもの指導、あるいは大会への出場等々があるわけですが。

したがって、この時期というのは教職員にとって、まさに研修にとって非常にいい時期であるし、またこの研修を積むこと、あるいはいろんな活動をすることが、ひいては特色ある学校づくりにもつながっていくという面もありますので、各学校とも非常に大事にしておるというふうに思っています。

世間からは、以前は確かに子どものペースに合わせましてゆっくりと生活するということがありましたが、この二、三年前から、それはおかしいのであると、長期休業はあくまでも児童・生徒のためであって、教職員のためではないのであって、教職員は勤務をするか、あるいは研修するか、あるいは部活動等々で子どもの指導に当たるか、そういった時間に使っていくというのが、この長期休業の過ごし方の内容でございます。

議長（久保 玄爾君） 4番。

4番（高砂 朋子君） 大変詳しい御説明、ありがとうございました。教育長御自身も言われたように、ともすると、一般的には長期のお休みがあるんじゃないか、そういった偏った考えを持っていらっしゃる方も多いのではないかと思います。よくわかりました。

ここで、確認をさせていただきたいのですけれども、夏休みの使い方に関しては、学校独自の工夫がなされてもよいのかどうか、そこをお聞かせいただきたいと思っております。今の

御自分のための、どちらかというとな御自分のための自己研さん、研究、諸準備、そういったことの御説明をいただきましたけれども、学校独自のさまざまな工夫がなされてもよいのかどうか、その辺を、御見解を伺いたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、基本的には、個々人の資質、能力の向上等々が中心になっていいと思いますけれども、学校には、やはり学校がふだんできないことをこの時期にみんなが集まって、英知を結集しながら検討し、そして何か案を導く、そのことがまた特色ある学校づくりにつながっていくという面がありますので、必ずしも個人が自由に使える時間というふうにはとらえない方がいいと思います。そういう面も非常に強いんですけども、学校全体でもって、長期休業中、児童・生徒の休業中でありますので、児童・生徒の時間の指導が割に少ないですから、そういったときには、お互いにふだんやれなかったことをしっかりと研修し、あるいは協議しながら学校の体制づくりなり、あるいは特色ある学校づくりに励むというふうに使っているというふうに思っております。

議長（久保 玄爾君） 4番。

4番（高砂 朋子君） よくわかりました。2学期制が導入されたからといって、夏休みが全くなくなるわけではございません。より重要になると私は思います。2学期制を導入された光市の夏休みのさまざまな取り組みを御紹介いたしますと、ある小学校では、4月から夏休みまでにできたこと、もう少し頑張ることなどを子どもたちと整理し、夏休みを有効に活用できるよう教室を開きます。こういった御案内を父兄の方に出されまして、子どもたちと一緒に親御さんとも協議する。先生とも協議する。そういった取り組みで、そういった御案内を出されて、7月24日から5日間、サマースクールをこのたび開校されました。子どもたちの一人一人の状況に合わせて、漢字コース、計算コース、物づくりコース、読書コース、水泳コース、こういったものが準備されまして、子どもたちの選択によるような工夫がなされておりました。この小学校では、保護者との個人懇談にも、この5日間を利用されたようです。

また、ある光市の小学校では、自由質問日というのを設けられ、夏休みの初旬、中旬、下旬の3回を設定された上で、先生と一緒に学習したいもの、例えば自由研究であるとか、ドリルであるとか、先生に教えてもらいたいな、そういったことを子どもたちが学校にその教材を持って行って、先生と一緒に勉強する。そういった取り組みをされました。各学校の先生方の知恵と工夫の結晶が、子どもも、もちろん先生も、汗をかきかきだったかもしれないけれども、子どもたちに生き生きと伝わったのではないのでしょうか。温かい触

れ合いが子どもたちの活力になっただろうなと推察をいたします。

今、教育長の御説明を聞かせていただきましたけれども、日ごろできないことをこの夏休みの期間に、先生方が協同しながら自己研さん、研究をされる貴重な時間であるということをお聞きしましたけれども、この光市の取り組みを聞かせていただくと、子どもたちに、また心を配るための、また子どもたちの心を聞き取るための、心触れ合いの時間、そういったものをこの夏休みに設定をされている、すばらしい取り組みだなということをおもいました。

また、夏休み中に家庭訪問を実施された学校も光市にはあるようです。先生方は、この夏休み期間に、10月初旬の1学期末に向けてじっくり準備ができるという効果もある、そういうふうに教育長もおっしゃってありました。夏休みというのは、本当にやろうと思えばいろいろなことができるんだなと、そういうふうに思った次第でございます。

私ごとでまた恐縮でございますが、中2の息子の1学期末の通知表を学期末に学校までいただきに行きまして、先生との懇談がございました。はっきり言ってがっかりいたしました。成績にもがっかりしたわけなんですけれども。成績は別として、通信簿が一枚紙に、こういったA4サイズ一枚紙になっておりまして、薄くもなっておりまして、直筆のコメントの一言もない、全部パソコンで処理されたものでございました。これが子どもたちと学校を結ぶもの、それを届けていただく紙なのか、そういった何となく寂しい気がいたしました。

私は昭和33年生まれでございますけれども、学期末の通信簿に、先生のきれいな字で、こうこうこういうことに頑張りましたねというような、本当に褒めてくださった言葉を今も思い出すわけなんですけれども。この先生のコメントもパソコンで処理されたものになっているんです。印鑑が校長先生と担任の先生と。保護者が印鑑を押して、また提出するというふうになっているわけなんですけれども。何とも味気のない、何というんでしょうか、時代を背景にしたと言えればそれまでですけれども、味気のないものと感じました。

本当に心を通わせる、先生と子どもを通わせるものというものが、一時間一時間をこじあけてでも、先生と子どもたちの心の触れ合いの場、そういったものをつくるための2学期制導入はどうなんだろうか、導入していただけないだろうか、そういったことを思った次第でございます。

最後に、松浦市長さんにお聞きしてもよろしいでしょうか。こういった2学期制導入というのは全く新しい取り組みですし、まだまだ全国的にも1割、2割の段階ではございますが、何か御感想があればお聞かせいただきたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） ちょこちょこ、岡田教育長をはじめ、教育委員の方々ともいろんな話をしているわけでございます。2学期制導入あるいは小中一貫教育等々、教育も今の時代に合わせたといいますが、今の時代背景をよく考えた教育というものを試みる、また、そしてそれを実施に移していくということは、私どもは常にそういう思いを抱いていなければならないのではないかと、基本的にそのように思っております。

ただ、学校現場を預かっていただいているのは、まさに先生方でございます。その先生方のお気持ちと、そして御父兄の保護者の皆様方、まさにPTAと一緒に考えていくべき大きい問題ではないのかなと、こんなような気持ちを抱いておるところでございます。

議長（久保 玄爾君） 4番。

4番（高砂 朋子君） ありがとうございます。確かに、保護者の影響、保護者の感想というものは、とても大事になってまいります。学校がどのように変わっていくのか、また学校にどのようなことを希望していけばいいのか、そういったことも保護者にとっては本当に重要なことでございます。

2学期制導入には、賛否両論、さまざまな御意見があることは私もわかっております。事前の時間も確かにかかることですし、大きなうねりが必要な中での導入にしなければ、失敗は許されない、そういった思いであります。

しかしながら、子どもたちの一日一日は、待ったなしだと思えます。大変貴重な一時間一時間でもあると思えます。今の混沌とした社会の中で現実生きている子どもたちを守り育てていくのは、私たち大人しかおりません。何をするにしても大変な作業の連続でございますけれども、未来ある子どもたちのために、私どもも本当に惜しみない努力をしたい、そのように考えております。

光市では、教育委員会の諮問を受けて、光市教育開発研究所、学校運営部会ということで、導入に向けて視察も含め調査・研究を丁寧に行われました。市民、保護者、PTAですね、教員の代表の方々に構成されている機関ということでございました。どうか、本市においても、より多くの方々の声を集約する形で、各関係機関と連携をしっかりとられ、導入に向けて是か非か、よくわかりませんが、私としてはしっかり前向きに調査・研究をしていただき、お取り決めをしていただきたい、そのように思っております。

以上で、私の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 以上で、4番議員の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 次は、24番、山下議員。

〔24番 山下 和明君 登壇〕

24番(山下 和明君) 最後の、一般質問の登壇者でございます。もう少しお時間をいただいて、よろしくお願いをしたいと思います。それでは、通告の順に従って壇上より質問させていただきます。

最初に、農業施策についてであります。

農業の担い手に対する経営安定のための交付金法など、農政改革関連法がさきの通常国会で成立いたしました。これによって、麦や大豆など農作物の品目別に価格を保証してきた従来の支援策が、認定農業者などの担い手に絞って品目横断的に経営を助成する経営安定対策へと大きく転換されます。

要は、農業の構造改革を促進させ、食料の安定供給を確保することがねらいです。2007年度産からは、新たに品目横断的経営安定対策が実施されることになり、これにあわせて、米の生産調整支援策も見直されます。野菜、果実、畜産等は引き続き品目別対策が実施されます。また、あわせて、来年度から農地、水、環境保全向上対策が導入されます。

こうした関連施策の軸となるのが品目横断的経営安定対策です。新しい経営安定対策が必要となった理由として、農作物の品目別に全農家に対し一律的に補助金が交付されてきましたが、しかし農地、農家の減少、耕作放棄地の増大、後継者不足、農業従事者の高齢化といった構造的な問題が解消されませんでした。

また、農業、農村の総崩れが懸念される一方で、食料自給率はカロリーベースで40%と欧米諸国に比べ極端に低い水準で推移しております。経営安定対策のポイントは、ばらまきとの批判が強かった品目別の価格支持から、担い手に限定した品目横断的な経営安定対策に転換されます。担い手と位置づけられるのは、市町村が認定した認定農業者と一定の条件を備えた集落営農となります。

認定農業者とは、市町村がそれぞれの基本構想に照らし、農業者が作成した農業経営改善計画を認定する制度であります。経営改善計画には作付面積など、経営規模の拡大や機械、施設の導入、そして生産方式の合理化や所得等の目標を盛り込みます。認定を受けると、低利融資制度や農地流動化対策などの支援施策の対象になります。

認定農業者のうち、担い手となる面積要件は、経営規模として参入できる面積は農業基本台帳上の現況地目が田と畑の面積合計が営農規模で北海道では10ヘクタール以上、都府県では4ヘクタール以上で、中山間地域などの実情に配慮して規模要件の特例も設けられています。防府市での認定要件は2.6ヘクタール以上、5年後の農業従事者1人当たりの所得は320万円と伺っております。集落営農とは、地域的にまとまった一定の地域内の農家が協同で行う営農活動のことですが、地域の農用地3分の2以上の利用面積を目

的とし、組織の規約作成や経理の一元化などの要件を満たせば担い手になることができます。面積要件は、都道府県で20ヘクタール以上ですが、規模要件の特例により、防府市では12.8ヘクタール以上と伺っております。

経営安定のための支援措置には2つあり、1つは国民へのカロリー供給で重要な役割を果たし、ほかの農作物と組み合わせた生産が行われている麦、大豆、てん菜、でん粉用バレイシヨの4品目を対象にし、諸外国との生産条件の格差を補正するための交付金であります。米は、関税などの国境措置で、諸外国との生産条件格差が是正されているので除外されます。担い手の収入にげたを履かせることから、げた対策と呼ばれています。

もう一つは、収入の減少による影響を緩和するための交付金です。これは、さきの4品目と米が対象になります。天候不良などで作物が収穫できなかった場合に、その年の減収額の9割を補てんする支援措置で、農家収入の変動幅を抑えることから、ならし対策と呼ばれています。対象にならない野菜、果実、畜産については、引き続き品目別に対策が講じられます。あわせて、農地、水、環境保全向上対策が2007年度から本格的に導入されます。具体的には、農地、農業用水など、環境の保全や向上に取り組む協同活動への基盤的支援であります。支援を受けるには、農業者以外の者を含めた活動組織と規約の作成、活動区域を定めることが主要となります。その上に、基盤的支援が実施されている地域で、化学肥料や農薬の使用量を大幅に減らした先進的な営農活動も別途支援の対象となります。これらの活動を、より高度な取り組みへ誘導する促進費も交付される方向です。

そこで、お尋ねをいたします。

最初に、農政改革関連法が成立いたしました。市町村基本構想の見直しについて、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の作成はどうなっているのか、お伺いいたします。

2番目に、市町村が認定する担い手と位置づけられた認定農業者、個別経営、法人経営はどの程度見込んでいるのか、地域別でお伺いいたします。あわせて、現在の認定者と今後の認定者数の動向について、お伺いいたします。また、担い手として認定を受けるために、農業経営改善計画5年計画を作成しなければならないが、対応と体制はどうされるのか、お伺いいたします。

3番目に、一定の条件を備えた集落営農組織、特定農業団体の実態と今後の参入について、お伺いいたします。

4番目に、このたびの農政改革関連法は、競争力のある担い手の育成に全力を挙げることを目的としているが、支援対象とならない小規模農家への支援対策と動向はどうなっていくのか。状況からして、農家の高齢化に加え、耕作放棄地が増えて自給率に変化が生じ

るのではないかとと思いますが、この点についてお伺いいたします。

5番目に、社団法人農業公社は、活力ある農業振興を推進する中核的組織として設立されているが、前項で申したように、農業の構造改革が推進されれば、はざまとなる小規模農家等の状況からして、農業公社の役割は従来以上の需要と期待が課せられると考えますが、今後の農業公社のあり方についてお伺いをいたします。

6番目に、農業環境を守る保全向上対策支援の取り組みが考えられる地域と進捗状況について、お伺いいたします。そして、従来からの農業用水路や路肩整備等の改良補助費、単県、単市改良施策等の関連についてはどうなのか、お伺いいたします。

次は、水産資源の再生についてであります。

全国的にも魚介類が減り、山口県においても、漁業生産量が大きく減少しており、農林水産統計が示す山口県の漁業生産量は、平成16年度で5万4,464トン、10年前に比べ41.4%に落ち込んでおります。防府市の漁獲量においても、推移は減少しており、平成14年度では1,521トン、平成17年度では977トン、この4年間で35.8%、マイナス544トン、大きく落ち込んでおります。

漁獲量の減少要因として挙げられる要因は、新しい機器、レーダー、魚群探知機、航海装置の導入等によって、漁獲能力が向上したことや、遊漁者、遊漁船の増加、そして排水や廃棄物による水質の悪化によって、水産生物の産卵、育成する藻場や干潟が減少していることも要因として挙げられます。

また、要因の一つとして、漂流廃棄物等によって良好な漁場環境が保たれていないことも御承知のことです。海岸、海底には、多くのごみ、廃棄物が散乱している状態をこのまま放置できないのではないのでしょうか。言うまでもなく、漁場環境の保全・再生は、漁業生産を高めることにつながってまいります。

そこで、水産資源の再生についてお尋ねをいたします。

最初に、水産業の再生の取り組みとして、単県事業に漁場環境保全総合美化推進事業において、重要な沿岸漁場を有する市、町において、漁業者や地域住民の協力により、海浜・海底の廃棄物の回収、処分を行い、良好な漁場環境の維持と県民の意識啓発を図ることを目的とした海底清掃事業と海浜清掃補助事業があります。

具体的には、小型底びき船等を用いて沿岸漁場の効用を低下させる根がかりとなる廃棄物の回収を行い、有用な水産動植物の生育及び繁殖に寄与することにより、水域環境の保全及び漁場生産量の維持、向上を図る海底清掃事業と漁業者との協力により海浜の廃棄物等の回収処分を行い、良好な漁場環境を維持することとともに、海浜清掃のボランティア活動を通じて、水域環境が漁場に及ぼす環境を認識してもらう海浜清掃補助事業等を活用

し、良好な漁場環境の再生を図るため、海岸、海底の漂流廃棄物の回収対策を実施することができないものか、当局の御所見をお伺いいたします。

2番目に、魚礁設置事業についてであります。水産物を安定的に供給するため、とる漁業からつくり育てる栽培漁業を推進することを目的とし、昭和51年度より魚礁の沈設が行われ始めました。今日まで、並型魚礁を25カ所設置されていますが、設置場所の内訳は、野島付近6カ所、向島5カ所、中関5カ所、西浦3カ所、富海2カ所、中浦2カ所、牟礼2カ所、設置に要した費用は延べ約3億円で、また大型魚礁は12カ所設置されています。海底に沈んでいる魚礁であります。良好な状態であるかどうかは、潜水調査で確認しないと判断できませんが、今日までの実態調査はどうだったのか、また定期的に調査はされているのか、お伺いいたします。

3番目に、ハイブリッドタイプの間伐材魚礁設置についてであります。森林保全と漁場整備の双方に役立てようと、山口県は間伐材を利用したハイブリッド型間伐材魚礁の沈設を進めています。2004年度には、内海中部地区地域水産物供給基盤整備事業として、周南市沖に合計90基の間伐材魚礁を沈設して、耐久性や集魚効果などを調査し、森林と漁場の活性化を目指しています。間伐魚礁は、1996年、山口県阿武町、当時の宇田郷漁協と阿武町林業振興会の先進的な取り組みが発火点となって、全国に広がってまいりました。

水産庁漁港漁場整備部も、同魚礁は間伐材の活用を通じて森林の適正管理化を進め、良好な漁場の保全形成に役立つものとして注目、2004年度には山口、島根、大分の3県4地域で実験魚礁を設置し、調査を継続しております。県の調査検討結果においても、同魚礁に有効性が確認されたため期待を寄せており、公共事業として波及も期待できる場所です。森林保全と漁場の整備に有効な新タイプの魚礁を沈設できないのか、当局の御所見をお伺いいたします。

以上で、壇上にての質問は終わります。

議長（久保 玄爾君） 24番、山下議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、農業施策について、御質問にお答えいたします。

まず、市町村基本構想の見直しについてでございますが、平成19年度より、従来の農業施策にかわって新たに品目横断的経営安定対策がスタートいたします。これに伴い、平成7年4月1日に制定いたしました市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想も、本年の7月13日付で次の2点について見直しを行っております。

1点目は、農家が品目横断に加入申請する際の所得要件を見直したことでございます。

これは、品目横断的経営安定対策の交付金を受けようとする農家の主たる農業従事者の10年後の目標年間農業所得額をおおむね320万円と定めたこととさせていただきます。

2点目は、企業の農業参入が全国的に展開される中、本市における実施区域を定めたこととさせていただきます。これは、集团的に遊休農地等が存在している区域を示すことによりまして、企業の農業参入をスムーズに進めるための改正とさせていただきます。

次に、「担い手」認定農業者の動向についての御質問でございますが、既に法人化している組織が3団体、法人化を目指している組織が6団体でございます。認定農業者の本市の目標は60名でございましたが、認定要件の緩和もあり、8月末現在で既に99名を認定いたしております。認定者の数を地区別に申し上げますと、新田地区2名、右田地区6名、牟礼地区5名、西浦地区38名、小野地区5名、華城地区6名、大道地区37名となっております。

それから、農業経営改善計画についてでございますが、これは認定農業者として認定される際に提出するもので、今後5年間に目標とする農業の経営規模、作付品目、年間の目標労働時間、経理の記帳方式等についての計画でございますが、具体的には農家がみずから作成いたしますが、農協や市も加わって、本人と話し合いの上で決定するようしております。最終的に決定された計画を、防府市農業経営改善計画認定委員会で審査の上、適当と認められれば認定農業者として登録されるシステムとなっております。

次に、集落営農組織についてでございますが、19年度から本格的にスタートする品目横断的経営安定対策においては、認定農業者及び面積や経理方法などの一定の条件を満たす集落営農組織が支援策の対象となります。市内では、大道地区の6団体が関係機関と協力して組織化の準備を進めております。

次に、小規模農家への支援対策及び耕作放棄地対策。食料自給率の向上についての御質問でございますが、品目横断において支援策の対象となるのは、認定農業者と一定の条件を備えた集落営農組織でありまして、対象作物も米以外では、麦、大豆等の4品目に限定されます。これに伴い、従来の稲作所得基盤確保対策の交付金は、稲作構造改革促進交付金として、平成19年度から21年度まで交付を継続することが決定されております。この交付金は、品目横断の支援を受ける農家は対象とならず、いわば小規模農家に対する交付金となっております。

しかしながら、この措置も激変緩和的な時限措置でございますので、小規模農家としては、まず集落営農組織に参加をし、支援を受ける方法があります。

次に、面積要件の2.6ヘクタールは満たさなくても、集約的かつ複合的な農業経営で一定の農業所得を上げれば、品目横断の支援を受けることが可能となります。

品目横断以外の支援としては、例えば中山間地域では中山間直接支払いの交付金を受けることができますし、地域が農地・水・環境保全対策の対象地域になれば、この制度からの交付金を受けることが可能となります。品目横断的経営安定対策が始まりますと、小規模農家にとっては厳しい環境となりますが、これらの施策を活用していただきたいと考えております。

次に、耕作放棄地の問題でございますが、市といたしましては、担い手農家や認定農業者への農地の集積、企業の農業参入、農業公社の活用、景観形成作物の作付奨励等の方策を駆使し、耕作放棄地の解消に努めてまいりたいと考えております。

食料自給率の問題でございますが、担い手に対して重点的な支援を行うことにより、生産性の高い農業経営が基幹部分を占める足腰の強い農業が再構築されることになると考えられます。この結果、コストの低減や品質の向上が図られるとともに、消費者のニーズに的確に対応した農産物が安定的に供給できる体制を確保できるものと思っております。したがって、将来的には、高品質、低価格の国内農産物に対する需要が増大し、食料自給率は向上していくものと考えております。

続いて、農業公社のあり方についてでございますが、防府市農業公社は、活力ある農業振興を推進する中核的組織として、農作業の受委託を中心に活動を行っております。今後の農業を取り巻く厳しい状況から、小規模農家を中心に保全管理や草刈り業務の要望が増大することが予想されますが、市民のニーズに的確に応じられるよう引き続き努力をしてまいります。

最後に、農業環境保全対策についての御質問にお答えいたします。

この事業は、本年度に大道の岩淵地区をはじめ全国約600のモデル地区で実施され、来年度から正式にスタートするものでございます。国においては、この事業と品目横断的経営安定対策を車の両輪と位置づけており、市としても関係機関と協議の上で進めてまいりたいと考えております。

具体的には、農業者と農業者以外の組織、例えば自治会や子ども会を含めた活動組織をつくり、地域ぐるみで農地や水を守る運動を展開し、その中で化学肥料、農薬を減らす取り組みや、水路の生き物調査等に取り組んでいくものでございます。本事業につきましては、大道、西浦、小野地区では、既に説明会を開催いたしております、それぞれの地域で熱心に検討いただいているところでございます。

単県・単市改良施策との関連ですが、この事業は農村環境の維持管理を主とした保全対策事業でありまして、水路の改修等については対象となっております。したがって、単県単市改良施策との関連はないものと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

残余の御質問につきましては、産業振興部長から答弁いたさせます。

議長（久保 玄爾君） 24番。

24番（山下 和明君） 先ほど、農業施策、要するに法改正についてる説明も交えて質問させていただきましたが、国の農業施策、方針におきましては、このたび認定を受けた農業者、担い手に絞って、限定をしてと申しませうか、そういったところに品目横断的経営安定対策として交付金等の新しい支援策が打たれるわけでありまして、このたびの関連法が、競争力の持てるそうした担い手育成に目的を置いておるということでありまして、今後、農業のあり方、そして生産のシステム、先ほど答弁にもありましたけれども、企業参入等によって変動していくことは言うまでもございません。

しかし、現状は楽観を許されないということで、先ほど壇上でも4番目に質問したように、私は課題は大きいと思います。

というのが、担い手と認定されない、この法律によって支援の対象とならない小規模農家、要するに安定した対応が見えてこないわけでありまして、いわば平成17年から21年、5年間にわたっての時限措置といったところしか見えてこないわけでありまして、根本的な施策、対策は打たれてないということで、先ほど壇上でも申しましたが、防府市でも担い手としての認定要件は、農業基本台帳上の現況地目が田と畑合わせて2.6ヘクタール以上ということで、伺いましたところ、この防府市の農家、また防府市の実態というのは、要するにこの2.6ヘクタールの線があれば、このあたりに集中しておるということで、担い手になりうる条件と担い手になれない条件の方が、そのラインにおられるということなわけでありまして、先ほど今日までの認定が99名ということで、これから認定者も増えてくるとは思いますけれども、その担い手に認定されない小規模農家におきましては、こういった関連法からすれば、げた対策だとかならし対策といった交付金の対象にならないということは、例えば後継者問題等もあるでしょうし、また高齢化といったことも背景にあれば、そうした小規模農家において、この耕作をする、要するに農地を放棄してしまうという現象が当然考えられるわけでありまして、この制度に乗れば、認定を受ければ、いわば所得的にも9割の、災害時についても保障がされるというようなこともありますもので、いわば小規模農家、認定をされないということは将来的に農業に対する不安が生じ、耕作放棄地が増えてくるということになるかと思えます。

これは国の施策でありますので、市の施策でどうこうなるわけでもないでしょうけれども、そうしたことから、5番目に質問いたしましたけれども、今後の農業公社のあり方といったことで、小規模農家の状況からして、いわば農業公社の役割は従来以上の需要と期待が課せられてくる、将来的にあるんではないかということで、当初、設立し、今日まで

いろいろな議論もされてきましたけれども、ふがよいというか、防府市にはいわばこういったところに活躍できる時期が生じたということが考えられるのではないかなというふうに思っていますので、そういった意識で事業の展開を意識改革をしていただいて、関係者にとっては取り組んでいただきたいなというふうに感じております。

先ほど、食料自給率の向上については、ますますというか、そういった表現もございましたけれども、こういった今後、いわば支援対策にならない小規模農家の動向におきまして、また地産地消のもとである自給率でありますので、今後5年におきましてはしっかり注視していかなければならないのではないかなというふうに思っていますので、よろしくお願いをしたいと思います。この項につきましては以上です。

議長（久保 玄爾君） それでは次に、水産資源の再生について、産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） それでは、水産資源の再生についての御質問にお答えいたします。

まず第1点目の、漁場環境の再生を図るため、海岸、海底の漂流廃棄物回収対策についてでございますが、議員御指摘のとおり、近年、本市の周辺の海岸や海底にごみや廃棄物が散乱し、生活環境の悪化とともに水質の悪化によります魚の育成への影響や、また底引き網等の漁業にも障害となっております。このため、漁協、自治会による清掃作業とともに、行政による漁場環境の再生事業を行ってきたところでございます。

本市では、海底における清掃に関する事業といたしまして、平成5年度に、これは国の事業であります。沿岸漁場整備開発事業によりまして、西浦沖の2.07平方キロメートルの海域におきまして海底清掃を行った経緯がありますが、近年では取り組んでおられないのが実情でございます。

また、関連します他の事業といたしましては、昭和52年度から各漁港内においてのごみ等の回収清掃を目的としました漁場環境整備事業を漁業者を中心に現在も継続実施してきております。

また、平成14年度から今年度まででございますが、大海湾の防府管内におきまして、漁港漁場環境事業によりまして、魚介類にとっては有害な生物でありますカシパン。このカシパンというのはヒトデの一種なんです。カシパン等の除去も漁協の協力によって取り組んでおります。

今後、さらなる海底清掃及び海浜清掃を実施していくためには、県の補助事業であります漁場環境保全総合美化推進事業と、また国の補助事業であります漁場環境保全創造事業の活用が考えられます。

しかしながら、いずれの補助事業を展開していくためにも、漁業者がこれは主体となる

事業でございますので、漁協の協力というものが不可欠になります。したがって、今後この事業につきましては、漁協と協議・検討してまいりたいというふうに考えております。

それと、第2点目の、魚礁の設置事業についての御質問にお答えいたします。

近年の漁業を取り巻く環境は、議員も御指摘なさいました担い手の高齢化、漁獲量の減少、魚価の低迷等、大変厳しい状況にありまして、今後は水産資源の増大を図ることが重要な課題であり、魚礁の設置というものはその有効な手段の一つとして考えられております。

本市では、魚礁の設置事業につきましては、御指摘のように、昭和51年度に野島地区におきまして、これは、メバル、タイ、アジ等を対象にしたコンクリート製の並型魚礁設置の事業に着手しまして、今日まで防府海域で25カ所、魚礁を設置しております。また、魚礁の種類はちょっと違うんですが、対象をナマコ、サザエ等の増殖の場をつくるということで、築いそ設置事業については昭和59年度に、向島地区をはじめとしまして9カ所設置してきたところです。

こうした事業効果を把握するために、御指摘ありました潜水調査を行うわけですが、この潜水調査につきましては、平成15年度から毎年2カ所、調査を行っておりまして、魚の蜻集効果や幼稚魚の育成効果を確認しております。今まで調査しましたいずれの魚礁も良好であるという結果が出ておりますし、魚種で言いますと、メバル、タイ、アジなどが魚礁に多くすみついていることが確認されております。

さらには、この魚礁の潜水調査を行ったときに、魚礁には底引き等で魚礁に引っかかった網が多く付着しているケースがあるんですが、これは魚礁効果を極めて低くしていきまので、その潜水調査の際に、そういった漁網の撤去を行う等の魚礁の保全管理にも努めております。

それと、第3点目のハイブリッドタイプ間伐材魚礁についてでございますが、間伐材を利用した魚礁につきましては、山口県においては平成14年度から3年間にわたり山口県間伐材魚礁利用促進協議会が設置されまして、間伐材魚礁に関する調査・検討がなされました結果、間伐材の効果として木材ならではの餌料生物が付着し、通常魚礁を上回る増殖効果があり、魚礁の素材として適しているという結論が出ておりますが、耐用年数が5年程度という問題点もあります。

しかし、ハイブリッドタイプ間伐材魚礁は、木材の利点を生かし、魚礁形状も複雑化・大型化するため、早期の魚礁効果が期待できるとされておりますので、県におかれましては、今年度、山口北地区特定漁港漁場整備事業にこのハイブリッドタイプ間伐材魚礁を使

用することとされております。

したがいまして、本市といたしましては、今後、魚礁事業を実施する場合は、ハイブリッドタイプ間伐材魚礁も対象の一つとして検討してまいりたいと考えております。

議長（久保 玄爾君） 24番。

24番（山下 和明君） 一番最初の海岸、海底の漂流廃棄物の回収対策についてであります。部長が申されたように、県の方も同事業を進めておりまして、ことしにおいても海底清掃事業については、宇部市、岩国市、萩市が事業を使う運びとなっておって、海浜清掃については下関市、萩市が予定をされておられるようであります。

こういったこともしっかり利用しながら、先ほど答弁でも言われたように、海底、海岸には廃棄物が蓄積されていることを御認識であるわけでありますので、取り組んでいただきたいなというふうに思います。

魚礁の設置事業についてでありますけれども、平成10年から潜水調査、年に2カ所ということで、並型魚礁が25カ所ということであれば、毎年2カ所ということは、この25カ所を潜水調査しようと思えば12年以上かかるということになるかと思えますし、築いそ魚礁もナマコを対象にというか、そういう魚礁もいわばこれも潜水調査になるかと思うんですけれども、もう少しこういった調査においても、今まで設置した魚礁に漁網がかかる、この魚礁についても耐用年数が30年、漁網についても半永久的ということで、そうした網がかかれば当然漂流物もそれに引っかかり、いわば機能として低下していくということで、できるだけ潜水調査も箇所を増やしていただいて検討されればいいのではないかと、このように思います。

ハイブリッドタイプの間伐材については、るる詳しく答弁いただきました。県の方も有効性が認められるということでありますので、どうかこういった新タイプの魚礁をよろしくをお願いをしたいと思います。

何点か、少し時間も超過しておりますけれども、要するに、全体的な考え方をお聞きしたいと思うんですけれども、先般所管事務調査で資料をいただいたもので、御質問を何点かしたいと思いますが、先ほど壇上でも申しましたけれども、平成14年度におきましては、漁獲量いわば水揚げが1,521トン、15年は1,241トン、16年では1,162トン、そして平成17年では1,000トンを切って977トン。この4年間でマイナス544トン、35.8%の水揚げがダウンしているわけです。これほど要するに漁獲量、水揚げが低下している推移をどう認識しておられるのか、この点についてお伺いをしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 今、議員がおっしゃられましたように、漁獲量が減少の傾向にあります。これは防府市海域のみならず、言ってみれば山口県全体の問題でしょうし、全国的な傾向であるというふうに聞いておるんですが、一つには、考えられますのが、漁業者が少なくなってきた点も一つあるかと思えます。今まで10人の例えば漁業者がおりましたら10人がみんな一生懸命とってくるわけですけれども、それが半分の5人に減ればそれだけ漁獲量は下がってくるというのが1点。それも一つの要因としてあるわけですけれども、一番大きく考えられるのが海の環境の変化だろうと思っております。

これがいろんな原因が言われております。過去に一般質問でもありましたように、例えばアサリが防府ではたくさんとれた時期が何年もあったわけですけれども、今アサリにおいては皆無の状態になっている。海なり砂浜なりの環境が変わってきたということですが、これも確たる原因がこれだということをなかなかまだつかみ切っておらない。

我々の、まだまだ人間の知恵の行き届かないところで何か原因が起きているのかなと思っておりますけれども、いずれにしましても、漁獲高が少なくなってくる中で、また漁業者も少なくなってくる中で、より今後効率的な漁獲を目指した施策というものを、例えば今御指摘ありました魚礁もその一つですけれども、そういった施策を展開していく以外には方法がないのかな、そういったことで、まず漁獲の向上、飛び抜けた向上は見込まれませんが、せめて横ばい状態には漁獲が上がってくるということを目指していきたいなというような、そういう感じで思っております。

議長（久保 玄爾君） 24番。

24番（山下 和明君） 今後5年間の推移予測を聞こうと思ったんですけれども、もし予測を立てておられるのであればお聞きします。よろしくお願いします。

議長（久保 玄爾君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 今の御質問ですが、見込み予測の具体的な推計はいたしておりません。

議長（久保 玄爾君） 24番。

24番（山下 和明君） 今申しましたように、この4年間で現在977トンの水揚げ、4年間でマイナス544トンということは、要するに驚異的な数字なんですよね。いわばこの4年、5年でひよっとしたら400トン、500トン水揚げがなくなってしまうかどうか。要するに、防府市、いわば先ほど全国的な問題であるからと言われましたけれども、漁業従事者におきましては死活問題で、当然そういった方々については防府の市民でもあるわけでありまして、だから、そういった立場で施策をお願いしたいなというふう

に思うわけであります。

市長さんにちょっと最後にお尋ねしますけれど、漁業関係者といろいろ私も話す機会があります。それでいろいろ話をしますと、要するに燃料代が高くつく、それに見合う水揚げがないと。以前はそうではなかった、だから今、漁に出ようにも油代が高くついて出ない方がいいんだというときもあるんだというような切実な声もあるわけでありまして、このような実態に対して、支援、施策の方向性についてどう考えておられるのかなど。よい知恵を出そうということで、漁協関係者との協議も進められておられようかと思えますけれども、どういった話のキャッチボールをされているのか、お願いがあるのか、また市としてそれに見合う施策をお考えなのか、お伺いしたいと思えます。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 確かに、深刻な状況下にあることは認識しております。そして同時に、栽培漁業ということで、このかわいでいろいろな稚魚の放流、あるいは栽培をしていながら漁場を豊かにしていくという、あらゆる取り組みを行政としても支援しながら進めてきているのが現状でございますので、そうした現状の中で、今後何ができるか、私たちとしてもまた真剣に考えていかななくてはならない。議員御指摘のとおり、このまま下降線をたどっていけば数年後には一体どうなるのかという恐ろしい状況が考えられるわけでございますので、さらに気を配ってまいりたいと、そのように思っております。

議長（久保 玄爾君） 24番。

24番（山下 和明君） 要するに、水揚げが下がるということは、漁獲高も下がっております、いわば地場物が少なくなっている。地場物が値段がいいかと言えばそうでもないですね。高ければ売れないし、やっぱり相場というものがあるということなんです。いわばこのままでは生計が立たなくなってくるということは、先ほど部長が組合員数も少なくなったと言われました、それも原因があると。でもそんな、組合員数からすれば、割合からすれば、漁獲量からすれば、組合員数はそう減ってはいません。しかし、このままいけば、その漁業従事者が大きく減少してくることは言うまでもないわけです。要するに、売上が上がらなくなってくる今一番厳しい時期を迎えているわけでありますので、どうか支援対策を本当に本気になって考えていただきたいなと思えます。

もう1点は、今日まで漁港の基盤整備及び附帯設備等にもかなりの予算というか、投資もしてきました。そうしたものが、要するに組合員もいなくなる、漁業従事者もいなくなるということになれば、何だったのかということにならないように、行政側の立場として、その漁獲量が少しでも、また食いとめ、増えるように対策を講じていただくことを要望して、私の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 以上で、24番、山下議員の質問を終わります。

これもちまして、通告のありました一般質問はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。次の本会議は、9月28日午前10時から開催いたします。その間、水道事業決算特別委員会及び各常任委員会におかれましては、よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

午後 2時26分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成18年9月14日

防府市議会議長 久保 玄 爾

防府市議会議員 藤 本 和 久

防府市議会議員 山 本 久 江